

第百九回国
参議院内閣委員会
會議録第四号

昭和六十二年九月三日(木曜日)
午前十時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 名尾 良孝君
理事 板垣 正君
岩本 政光君
大城 眞順君
久保田眞苗君

委員 大島 友治君
小島 静馬君
古賀雷四郎君
永野 茂門君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
小野 明君
野田 哲君
飯田 忠雄君
峯山 昭範君
吉川 春子君
柳澤 鍊造君
宇都宮徳馬君

國務大臣

國務大臣
(内閣官房長官)
國務大臣
(防衛庁長官)

政府委員

警察庁警備局長 新田 勇君
防衛庁参事官 瀬木 博基君
防衛庁参事官 古川 武温君
防衛庁参事官 児玉 良雄君
防衛庁参事官 筒井 良三君

防衛庁長官官房
長 依田 智治君

防衛庁防衛局長 西廣 整輝君
防衛庁教育訓練局長 長谷川 宏君

防衛庁人事局長 松本 宗和君
防衛庁経理局長 日吉 章君

防衛庁装備局長 山本 雅司君
防衛施設庁長官 友藤 一隆君

防衛施設庁総務部長 弘法堂 忠君
防衛施設庁施設部長 鈴木 果君

防衛施設庁勤務部長 山崎 博司君
防衛施設庁勤務部長 藤井 宏昭君

外務省北米局長 原 度君
常任委員会専門員 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

環境庁大気保全局長 室長 濱中 裕徳君

質疑のある方は順次御発言を願います。
○久保田眞苗君 私、三宅島の機動隊導入で工事に強行着手されたということに非常に遺憾に思っております。きょうはこの問題から逐次やりたいんですけれども、官房長官の御都合がございまして、少し順序があらちになるんですが、お許しいただきまして、官房長官にまずこの三宅島の状況について、長官は、島民の理解を得ようという村当局の理解、話し合いでやってきたんだというような言葉を記者会見等で発表しておられるんですけれども、今日のこの事態をどういうふうにお考えか、伺わせていただきたいんです。

○政府委員(友藤一隆君) 私どもの方から、その前に事実関係等について若干御説明を申し上げたいと思ひます。
御案内のとおり、私どもでは艦載機着陸訓練場をぜひ確保したいということにかねてから候補地を選定いたしておりました。諸般の諸条件を勘案いたしますと、三宅島が一番条件としては恵まれている、最適な場所であるということで、まず予備調査を実施をいたしたいということで、三宅島の阿古地区の三地点におきまして気象観測柱を立てまして、気象調査を計画をいたしておりました。関係土地所有者の御承諾をいただき、あるいは環境庁等の所要の手続をいたしました上で、観測柱の設置工事を実施いたしたところでございます。二地点につきましては既に工事を完了いたしておりますが、下鋪地区につきましては反対派の住民の方が私どもで借り上げました管理地に座り込みをされる等の事態が生じたため、私どもとしてはできるだけ平穩に事を運びたいということで工事を七月末まで実は見合わせ、その間いろいろ話し合い等も行ってきたものであります。さらに七月末におきましては、東京都の仲介によりまして、八月末まで観光シーズン中は

工事を見合わせ平穩に工事が行えるように三宅村当局とも話し合いを続けようということで工事を中止して話し合いの努力を継続をいたしてまいったわけでございまして、三宅島の理解を得るに至らなかったものでございます。
したがって、私どもとしては、やはり気象調査等をぜひやりたいということで、これはまあ本格工事、飛行場の建設そのものではございせん、私どもとしては本格建設については御理解をいただいて実施をするという基本的方針には変わりはないんですが、やはり前提としてどのような形で飛行場が可能なのか、こういった点も十分事務的に調査をする必要がございまして、そういったケースシュールの問題もございまして、できるだけ早くやりたいということで九月一日朝から工事を再開をしようとしたわけでございまして、反対派の住民によりまして道路交通等が実力で阻止をされ、さらには私どもの借り上げております管理地が占拠されるというような妨害状況がございまして、警備をお願いした警察の方で整理をされ、夕方に工事を開始し、夜半に終了したというところでございまして、ただ、その過程におきまして地元住民との間で混乱を生じたことは、私どもとしてもまことに残念に存じております。以上でございます。

○久保田眞苗君 きょうは、実は私国家公安委員長や外務大臣の出席をお願いしたんですが、非常に会期が迫っているにもかかわらず御出席願えないので、大変遺憾だと思つております。官房長官には、直接の御責任ではないのかもわかりませんが、しほばこの問題について公式に御発表をなさっていらっしゃいます。そして、官房長官は最近も村当局との話し合いを尊重した政府の対応に島民の理解を得たいというようなことを

言つていらつしやる。村当局との話し合いを尊重したというのはいさ意味なのか、私にはこの結果を見てさっぱりわからないんですが、そのことにつきまして官房長官の御見解をお伺いしたいと思ふんです。お願いいたします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 官房長官の談話をしよばしよと、こういうお話でございますが、私はスポーツマンでございますから、そういう意味合いで私が発表しておるということで、私の担任じやありません。そういうことでございまして、せつかくのお尋ねでございますから国務大臣という立場でお答えを申し上げます。

これは、私もスポーツマンとして発表をしておりますとおり、こういう問題はもととやはり地元民なり、あるいは行政当局なりと政府の間で十分な話し合いをして、そして平和裏にこの種の事業が遂行せられるということが望ましいわけでございます。そういった基本の考え方に立つて、久保田さん御案内だと思ひますが、随分長い間この問題については双方の間で話し合いをし、そして今回のような場合にも、やはりあの島が八月いっぱいはたしか観光シーズンに該当するので待つてもらいたいといったような話が先方からあり、施設庁の方もそれならばいい打ちを延期しようといったようなことで、八月いっぱいはお待ちをしておつた。しかし、なかなか話がいつまでもまとまらぬといったようなことで九月の一日に実行に着手をした。その過程で先ほど御答弁があつたような経緯の事件が起きたということは、これは大変残念なことであることはもう言うまでもありません。

しかしながら、基本の政府の考え方は、あくまでも話し合いで解決をしたい、この私どもの願望は依然として持ち続けて今後とも努力をしていきたいと、こう考えておるわけでございます。

○久保田真苗君 三宅島の話はもう一度詳しく伺ひまして、そこで防衛庁長官からお伺ひしたいと思ひます。

さて次に、ちよつと間に入ることになるんです

が、GNP一%枠を撤廃した閣議決定が昭和六十二年一月二十四日に行われまして、このときに「今後の防衛力整備について」という内閣官房長官の談話という形でここにかなり長い文章が出ております。そして、私がお伺ひしたいのは、今回の防衛二法等を考える上におきまして、私はやはりこのところの第一項に出ております「我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従ひ」と、そういう文言がございまして。そういうことを引き続き堅持していく所存であります。と、こういう談話を発表されております。

そこでお伺ひしたいのは、こういった「他国に脅威を与えるような軍事大国」の意味なんです。私なりに考えますと、ここには解釈が二つぐらい存在できるんじゃないか、あるいは三つも四つもあるのではないかと気がいたしますけれども、まず一つの解釈として、軍事大国というものはすべて他国の脅威となるんだから、日本は軍事大国というものにはそういう意味でならないのだという解釈ができます。もう一つの解釈は、軍事大国には他国に脅威を与える軍事大国と他国に脅威を与えない軍事大国とがある、日本は他国に脅威を与える軍事大国にはならないけれども、あるいは他国に脅威を与えない軍事大国、それならいいんだという、そういう幅の解釈が私は出てきやしないかというおそれを感じてゐるんです。それで、この閣議決定に伴う官房長官の談話の内容は一体どつちの意味なのか、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今お読みになりました第一項目の官房長官談話のこれは、従来から防衛力整備に当たつての日本政府としてとつておる基本の方針を改めてここに掲記したということでございますが、御質問のような御心配があるのであれば、軍事力というのは本来自己防衛する、そのなればやはり他国に脅威を与える私はおそれのあるものであると、これは基本的な性格としては否定し得ないと思ひます。

だから、日本の場合は、憲法九条から出てきて、国の自衛権、これはもう否定のできないこととでございます。いかなる憲法といへども、そういう意味での自衛権を基本として、必要最小限の武力というものを備えるというところは憲法九条に認められてゐるところではないのかと、こういう意味合ひから今の自衛隊というものは発足をしておるわけでございますから、当然のことながら、国の自衛のための必要最小限の軍事力を整備するのであると、こういう意味合ひでございまして、に、決してそれは他国に脅威を与えるような軍事大国というものを目指してゐるものではない、また御心配になつていらつしやるような軍事大国になつても脅威さえ与えなやいんじやないかといったような意味合ひではない、あくまでも軍事大国にはなりませんと、こう簡単にひとつ御理解をお願いしたいと思います。分不相応な長い刀を腰に差すのではないんだ、平たく言えば、そういう意味に御理解をひとつしていただきたい、こう思ひます。

○久保田真苗君 私、今の日本の状況なんですけれども、必要最小限の軍事力という表現で言われました。今の必要最小限の軍事力、この問題について本当はここで続けたいんですが、私、官房長官がまだいらつしやるうちに一回三宅島に戻りたいんです。

それは、警察庁いらつしやっていますか。——今度の一番びっくりしたことは、機動隊が導入されて、しかもそこで負傷者が出た、そして警察へ連行された人が出た、そして逮捕者が出た、そういう状況なんです。それで、私ぜひ伺ひたいのは、その実態がどうだったかということなんです。機動隊員は一体何人で、負傷者は何人で、逮捕者は何人で、その後どうなつたかということと、どういふ理由で逮捕されてゐるのか、それを伺ひたいです。

○政府委員(新田嘉孝君) 三宅島の警備実施の状況について概況を申し上げたいと存じます。

警察庁では、防衛施設庁とかねてから意見を交換し、状況についていろいろ話を聴取していただくところでございますが、八月末に至りまして、近く三宅島での工事を再開する、再開するに当たつては、集団での実力による阻止行動も予想される、不測の事態もあるというふうなことから、警察における警備をしてはという旨の警備要請を受けたわけでございます。

そういうことから、九月一日でございますが、前の晩から反対派の方々約五百名が観測柱設置の予定地付近に集結し、管理地などに座り込むなどというふうなことであつたわけでございます。六時十六分に施設庁の工事関係者の人々が到着いたしました。工事に着手できる情勢にはなかつたわけでございます。そこで、六時十六分から、第一回目の施設庁からの反対派の方々に対する言つてみると警告を行いました。六時五十三分から、第二回目の警告を行つております。しかし、反対派の方々はこれに應じないというふうなことから、八時二十四分、警察の方からも違法な座り込みはやめるようにというふうな警告を行い、八時半に第一回目の排除活動を行つたわけでございますが、反対派の方々の抵抗もあつて排除できなかったというところから、一たん撤収をいたしております。態勢を立て直して、九時五十三分に二度目の排除活動を行つたわけでございますが、ここでも抵抗が強く、中断した方が不測の事態を起さないということで一度やめております。

それから、十時十分、公道上でスクラムを組んでゐる反対派の排除活動というものにかつたわけでございますが、ここで村長から、代表を集めて説得するの、排除活動を中止してほしいという申し入れがありましたので、その申し入れを受けまして一たん中断いたしました。しかし、説得がなかなか効を奏しないというふうなことから、十一時三十分、また座り込みの引き抜きを行つたわけでございますが、反対派の方々は立ち上がるというふうなことで、あるいは部隊に突き当たるといふようなことで混乱が予想されたものです。

から、またここでも部隊を撤収いたしてあります。それから、十二時三十三分に今度は管理地内の反対派の一部を排除するということが成功いたしましたので、そこで施設庁の職員がくい打ち工事を行っております。十二時三十六分でございますが、しかし、勢いを盛り返した反対派はくいを引き抜くというところでの抵抗をいたしましたので、ここでまた工事の中断もし、部隊も後方に下げて監視を行ったわけでございます。これだけの人員では排除活動がうまくできそうもないということで、本土の方から部隊の増強を図る一方、署長は村長と再三にわたって接触し、島民を説得するよう依頼し、説得を行ったようでございますが、どうしても説得に応じるような様子になかったというところで、説得警告の一つの限界であるというようなことから、十七時三十八分、警告いたしまして排除活動を行い、ここでは増強された部隊もありまして排除に成功したわけでございます。

この最終段階での排除活動の際に、そこに立ち入ろうとする作業員、作業員というのは施設庁のサイドの作業員四名に対して暴行を働くというようなことがあったので四名、それから活動中の警察官に対した四名、これを公務執行妨害で逮捕をいたしました。合計八名の者を逮捕いたしましたわけでございますが、これらの逮捕された者も人定が明らかになり、それからさしあたって必要な証拠関係も収集できましたので、その晩の、というかその翌朝、二日にかかるといってございますが、夜中の零時二十二分から一時四十七分までの間に釈放をしたということでございまして、この事実としては引き続き捜査中でございます。

○久保田真苗君 釈放したけど捜査中ということですね。そういうことですね。――釈放したけど捜査中というのとはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(新田勇君) まだ送致をしてないわけでございますが、その後証拠が固まれば検察庁に送致いたしますが、そういうことで、とりあえず人定がわかりその現場の状況のさしあたっての証拠を収集したということに終わっておりますのでございまして。

○久保田真苗君 暴行と言われるけれども、島民の方はどういふものを持っていたんですか。例えば、何と申しますか、武器に使えるとかそういうようなものを持っていたわけですか。

○政府委員(新田勇君) 武器を持って抵抗をしたという報告は受けておりません。体当たりを食わしたあるいは足げりをしたというふうなふうに聞いております。

○久保田真苗君 機動隊の方はどうなんでしょうか。どういふ装備をしておられたわけですか。

○政府委員(新田勇君) 機動隊は、当初制服で対応いたしておりました。けん銃、警棒、あいつたものを取り外しました制服で対応いたしておりましたが、活動に不便ということから途中で出勤服に変えておりますが、だからといって警棒、けん銃、そういうものを携帯しての排除活動ではございませぬ。

○久保田真苗君 そうすると、排除をするあるいは逮捕をする、そういうときにどういふ――素手で行った、こういうことですか。

○政府委員(新田勇君) そうでございます。けがしないように手袋をはめるといふようなことはいたしませんけれども、武器のたぐいを用いているものではございませぬ。

とで、約二十名の者が倒れて手当てを受けている、こういう状況でございます。

○久保田真苗君 そうしますと、警察の方は実害としてはあれですか、日射病、そういうものであつて、それ以上の傷はないわけですね。

○政府委員(新田勇君) 体当たりを受けているわけでございますが、多少の打撲とかいふようなことはございませぬけれども、機動隊員はそういうことを一々申告いたしませんのでちよつとわかりかねますが、言ってみると被害は大変軽微であつたというふうに考えているわけでございます。

○久保田真苗君 そうすると、暴行とかそういうので逮捕、そしてこれからの取り調べというものはちよつとやり過ぎじゃないんですか。

○政府委員(新田勇君) 違法行為があつたわけでございますが、我が方の対応も朝の六時から夕方までかけて慎重に対応したつもりでございますので、やり過ぎということではない、違法行為がある以上、所要の措置を講じなければならぬ、その措置を講じたものというふうに確信しているところでございまして。

○久保田真苗君 しかし、逮捕ということになりますと、これはやっぱり島民にとっては非常にショック、私どもにとつても大変なショックなんです。それだけ、逮捕というふうなことをするだけのことをしたのかどうか、私は非常に疑問に思つていふんです。でございまして、その負傷の状況、あるいは逮捕の事実、そういうものをぜひ御報告いただきたいんです、何をしたらどうなつたのかということ。それはできますか。

○政府委員(新田勇君) 司法手続にのつとてきちんとは処分しなければならぬのは私どもの義務でございますので、どういふ状況で逮捕をし、どういふ状況で送致したかというふうなことは検察庁の方へきちつと報告することとなるわけでございます。

○久保田真苗君 これはもう一応済んでいる件です。その処置がどうなつたかということとは国会に報告していただけますね、ここで。

○政府委員(新田勇君) 送致をいたすわけでございますので、送致された後、検察庁の御処分もあるというふうなことで、にわかには公開すべきものではないかと存じますが、概要について先生のところへ御報告に行くようなことはできようかと存じます。

○久保田真苗君 これは施設庁の方が常々島民の理解を得たいと、そういうふれ込みでこれまでいらしたんです。そして、話し合いをしたとおっしゃるけれども、要するに観光シーズンは休戦だというふうなお話し合いをなすつたのかもしいないけれども、何ら本質的な話し合いをしていないことではないんじゃないんですか。

に私もとしては実施をいたしたいということ
で、七月、二本を建設いたしました。一本座り込
み等の妨害によりまして建設できなかったもので
ございますが、相当期間を掛けて私どもとして
はお待ち申し上げ、あるいはお話し申し上げて、何
とか、こういった調査でございますので、事務的
に建てさせていただきたいというのを再三再四
お願いを続けて今日に至ったものでございま
して、十分私どもとしてはその辺の手段は尽くし
てきたつもりでございます。

○久保田真苗君 今こへ来て、こういう事態にな
りましたから、特に機動隊導入、逮捕といったよ
うな事態になったわけですから、これで国への不
信感というのは一段と決定的となったんじゃない
かと、私はそう思うんです。今後、こういうこと
で力でもって押しまくっていくという、そういう
ことではとてもしようがないんじゃないかと思う
んです。

それで、官房長官もう御退席になりますので、
国務大臣としてまたいろいろな総合調整をなさる
お立場から、私はもう絶対に警察力特に機動隊の
導入なんというところは、こういう素朴な島民の抵
抗に対して行使しないということをぜひ進めてい
ただきたいし、やっぱり島民に対して政治への不
信感といったようなものが起こらないように、特
に基地問題というのは、私はますますこれから非
常に国民との間に摩擦の起こってくる問題だと思
っておりますので、そういう一つのルールという
なもので、できるだけ話し合つて、そういう
機動力で決着をつけるというようなことはぜひ避
けていただくと、そういうことで官房長官にも御
尽力いただきたいことをお願いしまして、官房長
官への御質問はこれで終わります。ぜひよろしく
お願いいたします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 両事務局からお答
えしましたように、政府としては、お互いの
話し合いの中でできる限り機便に解決するように
今日まで努力もしてきておりますし、今後その
努力は重ねていきたいと、かように考えるわけで

ございます。

そしてまた、昨日の事案については、警察当局
の今の答弁をわきで聞いておまして、随分我慢
強くやっておるなというのが私の率直な感じでご
ざいます。ただ、久保田さんのお立場で見れば、
機動隊の出動そのものが好ましいことではない、
今後そういうことのないようにしろと、こういう
ことでございしますが、これはやはりケース・バ
イ・ケースということで処理をせざるを得ない
と、こう思います。しかし、相なるべくんばそう
いった事態にならないように何かひとつ島民の
方の御理解も得て、そして機便にこういう事業が
遂行できるように、心から私も切望いたしておる
ような次第でございます。

○久保田真苗君 防衛庁長官、大変お待たせした
んですが、今回のことは、やっぱり私、島民が特
定のイデオロギーに踊らされていくことではな
いと思うんです。そういうことじゃなくて、三
宅島は富士箱根国立公園の区域に指定されていま
すし、ここは特別のバードアイランドだというよ
うなことがあって、島民のみならず私も、特
にそういうところが少ない東京都民も、野鳥の豊
富なところすぐれた景観のある島というものを
非常に大事に思っているわけなんです。そこへN
LP訓練基地というものができますと、こういう
ものが非常に損なわれるということになります
ね。島民が非常に美しい平穏な郷土を守ろうとい
うのは、私は当然だと思つて、何も特定のイ
デオロギーに踊らされるというふうな状態ではな
いと思うんです。あの方たちのやっている運動
の仕方あるいは物事の決め方、こういうものを見
ましても外部からのいろいろな影響をむしろ避け
ている。そういうことはやっていないんですよ
ね。長官はその辺の御認識どうでしょうか。この
前の御発言を取り消されるおつもりはありません
か。

○政府委員(友藤一隆君) 環境の問題、いろいろ
お尋ねになりましたけれども、私もそこを
適地としていろいろ検討させていただいた中に、

当然環境の問題もあるわけでございます。ところが
鳥獣保護区になっておるとか、あるいは国立公
園、あるいは海中公園等のいろいろな計画、こう
いったものも十分承知をいたしておるわけでござ
います。御案内のとおり、私も考えておりま
すのは、海岸側のごく一部に着陸帯を建設いたし
まして海の方に周囲コースをとる、こういうよう
な形で建設ができないかというところで検討いた
しておるわけでございまして、野鳥等の生息、生
態に及ぼす影響はできるだけ小さくなるように、
それほど大きなものにならないような形でそうい
った建設ができないか。あるいは開発等につきま
しても、かなりの部分が溶岩流等が流出しておる
植生を失った土地等が相当ございしますので、そう
いった実態も考慮しながら、できるだけそういう
環境保全にも留意をして、特に開発をした部分
にはできる限り緑化を図る、こういうようなこと
も考慮いたしておりますし、環境を汚染しないよ
うに海岸側には手をつけられないように計画を立て
られないか、こういったような点も検討をいたして
いきたいということで、今回いろいろ気象等の調
査を事前に実施いたしたいというふうに考えてお
るところでございます。

そのほか騒音等の影響、こういったものにつき
ましても、こういった立地を工夫すれば住宅地域
にはほとんど影響を生じない。一部、当然滑走路
の周辺においては騒音区域が出てくるわけでござ
います。そういうところは防音措置等も十
分実施をしていく。こういうことで騒音の影響も
最小限に抑えて、しかもこういった着陸帯ができ
ますれば民航ジェット機の飛行場としての供用も
可能になってまいらうというところでもございま
す。種々の島の発展にお役に立てるのではない
かと、こういう点もいろいろと検討をして計画を練
って今日調査をお願いしておりますという実態でござ
いますので、国の安全保障上やはりこういっただ
陸訓練場はどうしても必要でございまして、人口
稠密のところ、条件の悪い状況下で実施をして
いくということが全体的には必ずしも好ましいこと

とではございません。やはりできるだけ環境条件
のよいところで私どもとしてはしっかりした訓練
をやっていたらいい訓練も上げていただき、我が
国の防衛上も遺憾のないようにしていきたいとい
う必要性もございまして、何とかそこら辺は御
理解をいただきたいということで現在まで来てお
るところでございますので、御理解を賜りたいと
思います。

○久保田真苗君 防衛庁長官にお伺いしたんです
が、御返事をお願いいたします。つまり、そうい
う特定イデオロギーでやっているとかそういうこ
とではないかというところは、それはわかっていた
かなきゃならないと私思ひます。参議院の予算委員会
で、あつたと思ひますけれども、私は特定のイデオ
ロギーを持った勢力、それがいろいろと陰に陽に島
民の人たちに働きかけている、これは事実だと思
つています。そういう意味合いであつた発言を取り
消すつもりはございません。

ただ、私がこの問題について非常に遺憾に思
いますことは、あの観測鉄柱を立てることについて
反対だということで、三宅の村長や議会の議長さん
たちに言いましたよ。私も会いましたわ。会つて
話を聞いていくと、もう島は反対なんです、反対な
んだから来ないでください、だめなんです、これ
の一点張りなんです。だから、私はあなたの方の
気持もよくわかる、しかしながらこれは国の安
全保障という観点からこちらはお願ひしたいんだ
と、しかもそれはただ単にそれだけを言うんじゃ
なくて、私どもの方にもいろいろ考えがあつて、
その考えの中には島の将来にとってお役に立てる
こともあるんだ、だからそれを聞いてくれと言
うたら、それは聞く必要ない、私の方は反対と言
っているんだから反対なんだと。おかしいんじゃない
かと。私は、防衛施設庁とか防衛庁に、十
分住民の方々に我々の考えを聞く機会を与えても
らいた。例えば反対だと言う方に対しては一人
一人こういふことでございまして、そこまで念入
りにやらせてくれないか、その上で反対だという

場合と、今のように正面から入ることは御免だ、私の方が言っているんだから反対なんだ、それじゃ話にならぬじゃないですか、こういうことを言ったんです。それに對しましては、村長も議長も何にも言わないで帰ったんです。私は非常にきついことも言いますけれども、本質的なものについてはお互いに話し合つてやらにやらぬという気持ちについては変わらぬんです。そういう経過の中でこれが進んでおるといふことをぜひ御理解をいただきたい。

○久保田真苗君 さつき言われましたほんの一部に飛行場だから、だから鳥には邪魔にならないんだとおっしゃるけれども、それは非常に認識が違ふと思ふんですね。なぜかといいますと、物すごい騒音の公害というのは、今現にこちらにある基地の状況、そこで起つていろいろの訴訟、そういうものをとらねればよくわかることだと思ふんですね。島民の人たちがもう来るなというふうなそういう態度をしているといふことの裏には、防衛施設庁が何故でもそれはもうやるんだ、やるしかないという態度で初めからやつていらつしやる。これについて何かはかに考えがあるのか、そういうことは何も考えていらつしやるない。つまり、ここに来るか来ないか、それでもって島の運命は決まる、そういうことだと思ふんです。

私は長官に、ぜひ話し合いたいと思ふ言つておいでになる長官なんです。もう施設庁から機動隊を依頼するとかそういうことはぜひやめていただきたいんです。その点はどうかでしよう。

○政府委員(友藤一隆君) 先ほども御答弁いたしましたように、私もとしては、基本的にはこういつた防衛施設といふものは国の安全保障の必要上設けられておるものでございまして、そういう点を十分御理解いただいて御負担をいただくという、基本的なそういう形でございまして、十分お話をし御理解を賜るよう努力をいたしておるところでございます。三宅だけに限りませんで全国至るところの防衛施設についてそういう

た手順を踏み話し合ひをし御理解をいただいて、今日防衛施設の維持運営を願つておるわけでございます。したがしまして、三宅島におきましても私どもとしては基本的にはそういうことでお願いをし話し合ひをしていただいて、できる限り手段を尽くして地元の方あるいは地域の公共団体の理解を得てこういつた事業を進めていく必要があるといふことは十分承知をいたしておりまして、先ほど申し上げましたように、建設そのものについては今後も引き続き御理解を賜るよう話し合ひを続けてまいりたいといふふうに考えております。

ただ、今回実施をいたしました予備調査のため気象観測柱の建設は、そういう話し合ひの際にも必要となりますいろいろな諸データを収集いたすための事務的なものを私どもの借り上げました土地で実施をしたいといふことでございまして、その辺につきましては十分御理解を賜りたいと思ふのでございまして、基本的には、先生おっしゃるとおり、話し合ひを私どもとしてはできるだけ粘り強くやつて御理解を賜るようにはしていきたいといふふうに考えております。

○久保田真苗君 前回の委員会、大城委員から沖縄の非常に迫力のある実態をお聞きいたしました。基地といふものはどうしてもああいうものなんでしょう。そうじゃないでしうか。それは、騒音だとか野鳥がいなくなってしまうとかいふことのほかに、いろいろな米軍とのいざこざがある。事故がある。暴行がある。そういう事態になるといふそのことを余りにも余りにも国民が明白に知つてゐるために、これはもう私は島民の気持ちに本当によくわかるんです。長官、これから先にもいろいろと工事の計画がおりかと思ふんですけれども、私はこの後に続いてくる工事につきましても再び今回のような機動隊を伴う強行、こういうことはもう絶対にやめていただきたい。島民とよく話し合つて、そして時間をかけて進めていただきたいと思ふんです。長官、どうお考えでしうか。

○國務大臣(栗原祐幸君) 話し合ひをするといふことは、話し合ひをしたんです。これは、ところが、今までのところは聞く耳を持たないといふ事態なんです。それで弱つてゐるんです。東京都の方でも都知事が、都議会においていろいろ質問があつたときに、まず三宅島の島民はやはり国の説明を聞くべきだと、こういうふうに言つてゐるといふふう聞いております。ですから、よく我々の意見を聞いていただく、そういう場をぜひつくつていただきたい。もう初めから嫌だ嫌だといふそういうことのないように、ぜひ私にはむしろ社会党にもその点をお願いしたい。あなた方も聞く耳を持たないといふと、そういう態度でいつていたきたいと思ひます。そういうことからおのずから事態は解決するのではないかと、こう思ひます。

○久保田真苗君 でも、予算上の措置がありまして、予算上の措置といふことであるところが何でも実行していらつしやる。各地でそれがわかつてゐるわけですよ。そういう予算上の措置だから、だから今回も強行した。次も強行します。この秋にボーリング調査といふのが差し迫つてますよね。そういう状況にあるんです。私は、そういう島民の理解が結局得られないままにあるといふ状況の中で、そういうものを強行していただくといふようなことは非常に困ると思ふ。それは慎重にやつていただくかなきゃならない。ぜひ強行するといふようなことはお避けたいで、そして慎重に考えていただきたいと思ふんです。いかがでしうか。

○政府委員(友藤一隆君) 今回気象調査のための観測柱を立てました場所、実は私も借りに上げて国立公園の所管の環境庁の許可もいただいて建設を実施したといふことでございまして、決して強制的に立てるとかいうような性格のものでは本末ございせん。事務的にそういう気象データの収集をするといふことでございまして、収集が終わればこれは将来にはなくなるようなものでございまして、そういう調査の性格といふものをひとつ御理解を賜りたいわけでございます。

す。たびたび申し上げますが、大臣からも先ほどお話しございましたが、やはり基本的には建設そのものについては、今申し上げましたように、時間をかけて十分御納得をいただくといふことで御理解をいただくように、私どもとしては今後とも努力をしていきたいといふふうに考えております。

○久保田真苗君 大臣、これからの仕事をそういうわけで急がない、慎重にやるといふ、そういうことでよろしいですか。強行しない。

○國務大臣(栗原祐幸君) そういうことのないようにお互いに努力をいたしたい、こう思つています。

○久保田真苗君 それでは、これとも関連がある横須賀がアメリカの航空母艦に母港を提供してゐる、そのことのためにいろいろなことが起つてゐるわけですね。現在、厚木基地、NLP訓練基地で大変悩まされ訴訟も行われてゐるというところなんです。それが突然またまたここで九月五日から九月三十日の間十七日間、アメリカの方の軍の一方的通告で延長されてきたんです。この状況を見ますと、この真夏の六十八日間合計四十一日、つまり土日を除いて連日という状況なんです。こういう状況、これはもう本当にひど過ぎるなと私は思ふんです。そこへまた十七日追加という一方的な通告なんですけれども、これは外務省にお伺ひするんですしうかね。NLPはアメリカ軍の側の一方的な通告でいつでも幾日でもやれるのかといふことなんです。この点どうでしうか。

○政府委員(藤井宏昭君) お答え申し上げます。ただいまのお答えの前に一点申し上げたい点でございまして、久保田先生横須賀の母港化のために云々といふことをおっしゃいましたけれども、いわゆる母港化なるものは海外居住計画といふことがございまして、家族が居住してゐるといふことでございまして、いすれにしても空母機動部隊が安保条約に基づきます我が国に対する米軍の活動の主力であるといふことは、現実問

題として存在することであろうと思ひます。その
 である以上は、空母であります以上当然のこと
 でございますけれども、艦載機の特に夜間訓練とい
 うものは練度を維持する上で必須のことござい
 まして、どこかの飛行場でやらざるを得ないとい
 うことでございます。それで、現在厚木にかわる
 適切な艦載機着陸の訓練場というものが非常に深
 刻な問題になっておるわけでございます。現在
 のところは厚木でやっておるわけでございますけ
 れども、これにつきましても米軍はいろいろ施設
 庁を通じて我が方に連絡をよこしまして、現
 実問題といたしまして地元の皆様にできるだけ御
 迷惑をかけないようにという趣旨で努力はしてお
 るわけでございます。

○久保田真苗君 つまり、アメリカ側から一方的
 な通告があれば、それに対して日本側は何か対応
 ができるのか、それとも——何ができるんですし
 ょうか。何にもできないんですか。

○政府委員(鈴木果君) 防衛施設庁といたしまし
 ては、米側からNLPの事前の通知があった場合
 に、例えば土曜日、日曜日は避けるようにとか、
 あるいは日本の祝日あるいはお盆、そういう期間
 は避けるというような事前の非公式な折衝は行っ
 ておりまして、米側もそのような実情は理解して
 くれるということでございます。

○久保田真苗君 そうすると、やはり防衛施設庁
 のこれは仕事になるわけですね、こういうことに
 ついてアメリカ側と話し合うのは、これは施設庁
 の仕事になるわけですね。

○政府委員(藤井宏昭君) 地位協定上の権利義務
 といったしまして、アメリカが、施設を我が方が提供
 している以上、その施設の使用については権利が
 あるということでございますけれども、ただいま
 御答弁がございましたように、事実上の問題とい
 いたしまして、できるだけ周辺の住民に御迷惑を
 かけないようにアメリカから事前のいろいろな相談
 があり、それについて事実上いろいろな意見を言
 っております。それは施設庁が主としていたしま
 して、外務省もそれに協力しているという、両者

協力の態勢で行っております。

○久保田真苗君 この間、横田基地の控訴審の判
 決が出ましたですね。それによりまして、住民の
 受けている騒音の被害というものは受忍限度を超
 えるものであるという判断があるわけですよ。私
 は、これは環境庁にもちよつとあらかじめ伺つて
 おきたいんですけれども、環境庁は、昭和五十九
 年四月に「航空機騒音に係る環境基準の達成状況
 等について」という報告を出されておるんです。
 そのポイントですね、その中身をちよつと説明し
 ていただきたいと思います。

○説明員(渡中裕徳君) 先生御指摘の調査でござ
 います。環境庁といたしましては、昭和五十八
 年十二月に航空機騒音に係る環境基準の達成期限
 が到来いたしましたために、その達成状況を調査
 したところでございます。この調査におきまして
 は、自衛隊等が管理する飛行場十八及び公共用飛
 行場十五について調査したわけでございますが、
 この結果、自衛隊等が管理する飛行場につきま
 しては、調査した飛行場すべてが環境基準未達成、
 達成していないという状況でございます。

なお、公共用飛行場につきましては、調査した
 十五の飛行場のうち十三の飛行場が未達成であつ
 たわけでございます。

○久保田真苗君 横田基地の場合、いわゆるうる
 ささ指数というんですが、何ですかWECPNL
 と書くんですが、横田基地の場合九十Wを超す地
 域があるし、厚木基地の場合、NLPで最高百二
 十ホンという記録もあるんですね。こういう九十
 Wとか百二十ホンというのはどういう騒音なのか
 教えてください。

○説明員(渡中裕徳君) ただいま先生おっしゃい
 ました騒音レベルとその感覚との関係ということ
 でございますが、これはいろいろな例がございま
 すけれども、例えば地下鉄の車内では約八十ホン
 に相当するといふようなことが言われておりま
 す。また、電車が通るときはガードの下、こうい
 ったところでは約百ホン、あるいは自動車のクラ
 クション、これが自動車の前方二メートル程度で

約百十ホン、あるいはリベット打ちという工事が
 ございまして、こういったところでも約百十ホン
 というようなぐあいであるといふふうになされてお
 ります。

私も航空機騒音の評価単位として用いており
 ます。先生御指摘のWECPNL、これにつきまし
 ては航空機騒音のピーク値といふものと航空機
 の機数から計算されるものでございまして、先生御
 指摘の九十を超すというWのレベルが感覚的にど
 の程度の騒音かといふことは単純には申し上げら
 れないわけでございますが、例えば航空機が百機
 飛んでいるというふうな仮定を置きますと、その
 ときの騒音は先ほど申しました約百ホン、電車が
 通るときはガード下の騒音のレベル、こういう程
 度で、一機一機の航空機の騒音がその程度でござ
 います。一機の値は約九十ぐらいに相当するとい
 うふうな考えられるわけでございます。また、航
 空機の機数が十機程度の場合でございますと、一
 機当たりの騒音が約百十ホン程度という場合であ
 りばWの値は約九十程度というふうになるものと
 いうふうな考え方をしております。

○久保田真苗君 そういふリベット音とかガード
 下とか地下鉄内とかいふものに匹敵し、あるいは
 それを上回るというふうな場合もあるわけでは
 ないか、これは何とか抜本的な手が打てないものだろ
 うかといふことを私よく思うんですが、防
 衛庁の方ではどういふ解決法を考えていらる
 か、そのところを伺わせていただきたいし、こ
 の間判決の出ています横田基地周辺の騒音被
 害、それについての実態をどういふふうにと把握し
 ていらっしゃるか、お聞かせください。

○政府委員(鈴木果君) まず、横田の騒音の実態
 でございます。騒音の実態を口頭で御答弁するこ
 とはなかなか難しいことなんでございまして、さ
 ら、先ほど環境庁の方からも御答弁がございました
 うるささの指数、これは環境基準からはWECPNL
 七十五といふのが一つの指標になつていま
 しては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関す

る法律、この法律に基づきましてこの七十五W以
 上の地域は住宅防音工事を実施するという区域に
 なつておるわけでございます。横田飛行場につい
 て申し上げますと、横田飛行場の滑走路は南北に
 走つておるわけでございますけれども、滑走路の
 先端から北側に約十三キロ、それから南側に約十
 キロ、細長い区域がこの七十五Wの範囲内に入る
 というところでございまして、その中にあります住
 宅は約三万八千戸ということでございます。

それから、音に対する対策でございます。一つ
 は、横田飛行場及び厚木飛行場では、米軍の航空
 機の飛行活動について、日米合同委員会騒音規
 制についての取り決めがございまして、この概要を
 申し上げますと、横田飛行場におきましては、夜
 間訓練飛行は最小限にとどめ、毎夜できるだけ早
 い時間に終了させる。アフターバーナーの使用に
 ついては、運用上やむを得ない場合を除き、安全
 高度に達し次第使用を停止する。飛行方法の規制
 については、飛行場周辺においては速度はマッハ
 一以下にする。それから飛行高度としましては、離
 着陸する場合を除き、飛行場上空を飛行する際
 は、ジェット機につきましても最低高度二千フ
 ート、これは約六百メートルでございます。こ
 れを維持すること、これは海拔の高度でござい
 ます。それからジェットエンジンの試運転は、運
 用上必要とされる場合を除きまして土曜、日曜は
 禁止、月曜から金曜日は午後六時から午前七時ま
 で禁止する。おおよそそのような取り決めがご
 ざいます。

また厚木飛行場につきましても、まず飛行活動
 は、運用上必要と認められる場合を除き、午後十
 時から午前六時の間は禁止される。訓練飛行は、
 日曜日は最小限にとどめる。アフターバーナーの
 使用については、騒音度を必要最小限にとどめ
 る。それから飛行方法として、離着陸を除き人口
 稠密地域の上空を低空で飛行しない。艦載機に
 よる訓練は、場周経路にあっては一回の飛行を二
 機に制限する。それからジェットエンジンは、運
 用上必要とされる場合を除き、午後六時から午前

八時までの間試運転させない。このような取り決めがなされているわけでございます。

それから、先ほどちょっと申し上げましたが、航空機騒音に対する対策として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づきまして、種々の対策を講じているということでございます。

○久保田真苗君 若干の規制はしていらっしゃるけれども、この間の判決にありましたように、結局受忍限度を超えるという騒音に対してこれを解決するすがどうもありませんね。慰謝料は国に支払いが命じられて、国はどうなさるのかわかりませんけれども、慰謝料を払ったとか、あるいはそれは米軍が侵害行為者なんだから国にその規制を求めるのは適当じゃないかという判決をいただいたけれども、それによって我慢のできる限度を超えた騒音というものが何一つ解決するわけじゃないんですよ。それから基地とそうでないところの限度を違えたりするけれども、全くナンセンスだと思ふんですね。そんなことは受ける人の苦痛から見れば、それが米軍機でやられようが自衛隊機でやられようが民間機でやられようが、何ら変わるところはないわけですね。

そういったしますと、私はこれはこれまで米軍との交渉というようにをお願いしてきておりますけれども、何も目立った改善というのはいないんです。それで、私、前に防衛庁が取り上げになったことがある一つの考え方、その考え方がどうなったのかお伺いしたいんです。

私も、もちろん、こういう夜間訓練、それからNLPというようにさまざまな騒音を出すものをこういった都心に近しい人家の密集した地域でやるのはもうやめてもらいたい、そのことを思います。基地もこういう非常に人口の密集したところでは無理じゃないか、そのことを主張したい。取り払ってもらいたい、そのことを主張したい。すけれども、しかし、今現に侵害されている人権、判決の言葉によりますと、人格権としての平穩な生活権が日夜妨害されているという状態に

して何かしなきゃいけないんじゃないかと思うんです。私が防衛庁から伺いましたところで、前にこういうことがあったんだそうですね。それは浮体施設をつくるということなんです。これは俗に言えば洋上空港というんですかね、浮体施設をつくることについて防衛庁とそれから何かして外務省も米政府と話し合った経緯があるということなんです。その経緯について、これはどうしてどうなったのか、それを教えていただきたいんです。

○政府委員(鈴木果君) 今先生御指摘の経緯については私つまびらかにいたしませんけれども、浮体飛行場の問題は、実はこれ夜間着陸訓練が厚木飛行場が始まりましたことに関連しまして、地元大和市から浮体空港を考えてくれとの御要請がございました。それに基づいて防衛施設庁ではこの問題について技術的な資料を収集するというところを行った事実はございます。

○久保田真苗君 資料を収集なさっただけじゃなくて、これについては谷川防衛庁長官とそれからワインバーガー長官が話し合われて合意に達したというふうに聞いているんですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(鈴木果君) NLPの厚木の代替施設として浮体飛行場も含めまして種々の考え方について日本側と米側とをいろんなチャンネル、あらゆるレベルで米側の意向をただしたり意見を聞いたりと、こういうことを非公式にやったことは事実でございます。私が知っておりますのは、米側におきましては、これは非公式でございますけれども、浮体飛行場は受け入れられない、もし公式に提案されても拒否せざるを得ないというふうな意向表明があったと承知しております。

○久保田真苗君 それは、大和市長からのさっきおっしゃった提案があつて、その後三年もたつてから本当に木で鼻をくくつたようなお返事を、極めて短いものをされたというふうに聞きますが、ね。この谷川前長官とワインバーガー長官とが合かれてこの話をして合意をしたということは、そ

れじゃどうなんですか、そういう経緯はあつたんですか、なかったんですか。あつたんですね、それは。

○政府委員(鈴木果君) 先生御指摘のような経緯があつたとは承知しております。

○久保田真苗君 あなたが承知していらっしゃるけれども、そういうことがあつたんじゃないか。私はちゃんと責任ある、どういう経緯でこれが今のような状態で結局三宅島に回つていつているのか、そのことをお伺いしたいんです。そのときに浮体施設でよかったんじゃないか、そのところを私、本当に責任を持って答えていただきたいんです。むしろそれは防衛庁の方が三宅島にしかつたんじゃないか、私はそう思っております。しかし、それについてはもう一度その過去の米政府との話し合いの経緯というものを私聞かせていただきたいんです。今多分御返事が無理だと思ふので、これはもう一回聞かせていただくということではよろしいですね。

○政府委員(友藤一隆君) 今施設部長から御答弁いたしましたように、この浮体滑走路の問題につきましては、私も三宅島に選定をいたします前にいろんな要素を含めまして、陸上既設飛行場、あるいは新設の飛行場、浮体構造等三つの選択肢にわたりました。詳細に検討したわけでございます。今お尋ねの浮体飛行場につきましては、先ほど来お話がございましたが、米側には非公式にいろいろ問い合わせたりしたわけでございますが、希望をしないということはおそらくは私も前々任の長官等からそういった事実を聞いております。

それから技術的にも、こういった二千メートル以上の長い浮体構造体を海に浮かべて、特に外海等に浮かべて運用しておるといふ実績がございませぬ。技術的には、これはやはり十分に解明をしていかなければいけない問題でございます。それから場所も、これも四方は海とはいへ、漁業の問題あるいは航路の問題等種々ございまして、なかなか難しい問題がございまして、二千メートル以上

のこういった浮体滑走路を海上に浮かべて運用するということになりました場合には、そういった運用例もございせんこと、設置する場所等の問題も大変難しい問題になるわけでございませぬ。それから、建造費、維持管理費等、類似のものつとつと小規模な海上に浮かんでおるもの等を勘案して推定いたしますと、これも相当高額になつてまいるという問題がございまして。それから、訓練期間がこういった艦載機の離着陸訓練の場合には非常に年間限られておりますので、それ以外の場合の管理をどうするか。NLPに関連しましてはそういった管理上の問題もございまして、私どもとしては検討の過程において、これは実現は困難であるということで検討対象からその段階で外したわけでございまして、その辺は御理解を賜りたいと思ひます。

○久保田真苗君 私は、これは今あちこちが三つどもえになって抱えている問題を解決する一つの非常にいい方法だと思ふんです。世界にためしがないわけですか。洋上空港あるいはこういった浮体施設で離着陸の訓練などやっていると、いう事例は全くないわけですか。

○政府委員(鈴木果君) 現在、世界で固定翼機、ヘリコプターではなくて固定翼の飛行機でございませぬ、これを運用する浮体飛行場は世界じゅうにないとは承知しております。

○久保田真苗君 しかしこの当時、大和市長がこれを提起されたときにはかなり実証性をもって提起されているはずなんです。確かにお金はかかります。お金はかかりますけれども、島に設置したつてお金はいくらなんでも、今度概算要求にどうもお出しになるらしいんですけれども、横須賀と清水、そしてこれからは全国の各地に多目的の人工島をおつくりになるといふんでしょ。そしてその金額は四、五千億円という金額ですよ。それは概算の段階であつて実現するのかわかりませんが、そういうものを幾つも幾つもつくっていく技術力が日本にはあるんだし、そこへ持つていけるお金もあるんですね。そうなり

ますと、私はやっぱりそういった商売でいうかるといふものはほとんど発達するけれども、この基地周辺の人が耳をふさいで暮らしている、そういう人権なんかは商売にならないからやららないんだという、その姿勢にまず疑問があると思うんです。ただ、これは問題にならないんだというふうには却下すべきものじゃないと思うんです。この前谷川元長官がアメリカと話し合われたように、もつと今の段階では技術の問題を詰めて、私はぜひ訪米の際に長官にもこのお話を提起していただきたいと思ひますけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(友藤一隆君) 今、いろいろ開発等の絡みで海上に都市構造体のようなものを建設するというアイデアが出ておることは、私も新聞紙上等で拝見しておるわけでございますが、これと飛行場の場合は条件が大分違うわけでございまして、技術的に海底の状況等、あるいは外海にこれを置かなくちゃいけない、要するに人口稠密の場所から若干離れた沖合で、浅いところで建設する場合はある程度可能な構造体もあるかと思ひますが、私どもの場合、騒音等の状況から、そういった人口の密集しているすぐわきでございようものをつくる、比較的海の浅いところをつくるというような状況はなかなか困難でございします。こういった技術的な問題は当時もいろいろ検討されました、現在、今回の解決策としては具体的には困難であるという結論を持っておるものでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○久保田真苗君 私は、防衛施設庁が三宅島にNLPの飛行場を設ける、つまり艦載機の離着陸訓練です、それ以上ここを基地化するということを考えていらっしゃるんじゃないか、そう思うんです。長官、それはどうなんですか。本当にそういうことを考えていらっしゃるということと違ふんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今あなたのおっしゃるようなことは、私も防衛庁長官二回目ですが、考えたんです、これ。陸地にそういうものをつく

ることによつていろいろ皆さんに御迷惑をかける。それだったら、浮体工事というのができるならいいじゃないか、これはもうどんなでもそう考えるんです。ところが、いろいろ検討してみますと、なかなかそれがいいかない。いろいろの理由で困難だと。それから、アメリカへ行きまして、アメリカもそうなんですか。早くNLPの飛行場が欲しいわけですよ、向こうとしても。ですから、これは技術的に可能であつてやれるんだというなら、向こうの方から何をひよろひよろしているんですか、これでやってくださいという話があつてしかるべきなんですけれども、アメリカから一切ないんです、これ。むしろ非公式の話では、そういう浮体工事は好まない、こういうことなんです。ですから、私からしますと、別に三宅を何か基地化してえらいことをしようなんていう、そんな気持ちは一切ないんです。御案内のこと、私はさつぱらばらんです。そんなことないんです。ただ、国会で、衆議院でもこの意見が大分出ました。きょうも出ました。ですから、今度ワインバーガー長官に会つたときには、国会ではそういうことをしきりに言うけれども、それだけあなたに伝えておくと、これだけは言うつもりでございします。

○久保田真苗君 もともと艦載機なんです。せめて夜間だけでも人家の密集地を飛ばないようにしていただくには、何かそういう一定の譲歩をまず施設庁にしていただくかなきゃならぬし、米軍がそれで嫌とおっしゃるんなら、交渉していただくかなきゃならない。このことを強く希望しまして、ぜひ御訪米の際にはこのお話を申し上げていただきたいと希望しておきます。

それから、私、この防衛二法というのは、自衛隊を増員する、予備自衛官を増員しその給与を上げるという、それだけの問題だと思つてないんです。一連の一つの日本の軍事政策といひますか、あるいはアメリカの世界戦略といひますか、そういうものの中でどういふふうにかがこんな急がれているかということをお考えなかならないと

思うんです。と申しますのは、今まで出してきたペースよりもっと速いペースで何とかふやそうということをやつていらっしゃる。

そのためにひとつ、大要この話を持ち出すことは遺憾なんですけれども、私、今度の防衛白書の配付につきましてぜひお願いしておきたいことがあるんです。それは、国会審議というものはやはり重要なものです。特に防衛についての論議が足りない足りないといふ言われるわけですよ。そういう中でありまして、この防衛白書のような非常に社会的な注目をよくも悪くも集めるというものについては、私はこの内閣委員に対して与野党の区別なく、マスコミに配付されると同時に、私どもに渡していただきたいんです。そうじゃございせんから、今度はもう本当に私どもは大変ですよ。それはこの二法を考へる上でこれはやばり前提となることなんです。ぜひ私はまず、防衛白書のたぐひの重要な公文書については与野党の区別なく内閣委員に、マスコミにお渡しになる程度の早い時期に渡していただきたい、このことをお願いしたいんです。いかがでござい

○政府委員(依田智治君) 白書の編集の方の責任を持っております官房長の方からお答えさせていただきます。従来この白書、各省庁も同じだと思ひますが、防衛庁の発行する白書というのは、いわゆる法律で必ず提出、発行を義務づけられているものではございせん、国民に御理解いただくというところでございまして、国民に御理解いただくというところでございまして、慣例といたしまして、閣議に配付し説明の上、了承された後に公表するというのが原則でございします。それから、防衛白書の場合には、その中にいろいろ国防に関する基本的な問題等に関する説明もあるというふうなことで、その閣議の前に安全保障会議の議員懇談会を開催していただいで、それに説明するという手続をとつておるわけでございまして、この点については、今後ともそういう国防の重要な問題につきま

してはその手続を経た後に配付していただくというのが基本ではないかというように考えておるわけでございます。

なお、御指摘のマスコミ等に事前に配付しておるといふことでございしますが、これにつきましては、これはマスコミの持つ重要な使命というか、迅速にかつ正確に国民にお知らせいただくという面から、それぞれいろんな、白書だけでなく、個々の施策等につきましては、これは防衛庁だけでございせん、政府全体の問題につきまして、事前にその信頼関係においてレクという御説明するといふことが日本におけるならわしでございまして、そういう面に従つたわけでございします。そんなことで、ひとつ基本的にはルールというものを守らせていただくようにお願いする次第でござい

○久保田真苗君 防衛庁長官、私ちょっとこれでは前へ進めませんよ。何がマスコミの役割が国民的に重要で正確に報道する必要があるですか。それじゃ国会の論議の方は国民的に重要じゃなくで、正確な論議がなされないでよろしいんですか。どうなんでしょう、そこをどうお答えください。

○政府委員(依田智治君) この安全保障会議議員懇談会、その前に実は与野党の方の政務調査会の部会というものにも御説明をするというのが従前の慣例でございまして、今回についても前日の朝八時からその手続をとつたわけでございします。その後、実は閣議前でございしますが、主要なる政党の政策審議担当者等には事前に配付させていただきました。おとこのうのうの実態でございします。そんなことで、一般原則的には、こういう正式の文書でございします、閣議了解の上公表するという原則を守らせていただくのが、やはり適当ではないかというように考えておるわけでございします。

○久保田真苗君 まます聞き捨てならないんです。国会といふものはほかの他のすべての機関より一番後にあるようなお話なんです。これ一体どう

してはその手続を経た後に配付していただくというのが基本ではないかというように考えておるわけでございます。

いうことなんですか。私これじゃとてもじゃないけど、今から大事なことを防衛庁長官とやりたいと思っていまして、長官、これは何とかしていただかなかったら、私、前へ進めません、これじゃ。どうなんですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) こういう、防衛白書に限らず政府の出す白書というのは、今まで一定のルールというかしきたり、そういうものがあつて出している、これはもう御承知のとおりだと思ふんです。今御要望として、与野党を問わずこういうものについては早く出してもらいたい、こういう御要望でございますので、従来のいろいろのいきさつ等を勘案して、それにどうこたえられるかよう検討してみたい、こう考えております。

○久保田真苗君 おかしいですよ。マスコミには確かに慣例としてお出しになる、一定の条件のもとに。それがどうして国会議員にできないんですか。マスコミは確かに社説をお書きになったり解説をお書きになったり、必要ですよ、そういうことが。閣議決定になって新聞発表ですぐ出る、それは必要ですよ。でも、私たちの審議はその直後にあるわけですよ。それなのに、私どもは防衛白書というものを、これだけ重大な中身ですからね、これやらないわけにいかないんです、とても。そうなりますと、それじゃ新聞の解説を見た新聞の社説を見た、それでもってやれとあなただはおっしゃるんですか。そういうことになっちゃいますよ。マスコミの機能が重要なことは認めます。でも、国会の審議はそれに劣らず重要でございます。私は今のお返事では、御希望として承る、後で考えるというふうなお話じゃ、とても引つ込めません。

○国務大臣(栗原祐幸君) これはまた大変あれです、何といひますか、今までの慣行とか今までのあれがあるから、それですから、今までこうだったと、今後のことにつきましては、今御意見があったので、それと照らしみてよく検討して、御希望に沿うようにするのはどうしたらいいかと、こういうことを言っているのでありまし

て、これ直ちにここでマスコミと同じように出せとか、おれたちだけ出せとかいうことについて私が答えられるわけがない、今までの経緯からして。ただ、御意見はよくわかったから、そういうものと勘案をして、御希望に沿うようにするためには何ができるかと、こういうことを言うてゐるんです。これ以上のことは私の方も答えできませんわ、これ。

○久保田真苗君 大臣、私はあの委員会のことなんか言いたくありませんけれども、ほかの委員会ではそういうことをやっていますよ。それはそうじゃなかったらどうして委員会の論議ができるんですか、すぐに。そうでしょう。皆さんがお考えになっていることは、そうなるのならもう国会会期中はこういうものを出さないということをお考えになるんだらうと思うけれども、私はそんなことは何も解決にはならないんです。私は今回、これが遅いから審議日をおくらすという話まで出したんですよ。でも、会期も迫っていることだし、そのところは我慢してやっているんだけど、今のようなお返事が出てくるんじや、これは非常にアンフェアな論議をやられていて私は思わざるを得ないんですよ。審議にはちゃんと応じてやっています。だから、そちらも少なくともそのくらいの時期には出すように考える、出すようにします、そういうお返事がいただけないんじやちょっと進めません、残念ですが。

○政府委員(依田智治君) 大臣から今お答えをしましたように、今後の問題につきましては先生の要望も踏まえて検討させていただくつもりでございますが、現在の扱いとしましては、私の方も各省等の扱いを全部調べてみました。中には一部の委員会等の理事の先生方に事前に配付しておるところもあります。一切公表前には出さないというところもあります。私もとしては、やっぱり議会の重要性というものを踏まえまして、閣議終了後全議員に対してまず真つ先に配付させていただくという措置をとり、それから順次有識者その他そういうような形で、まだ配付を終わっていない

いところもあるわけでございますが、そんなようなことで現在のところでもそういう面は十分配慮しながら、ただ、しかし、政府の仕組みというものも踏まえましてやっておるつもりでございますが、今後につきましてはいろいろ誠意をもって検討させていただくというふうにお答えさせていただきますかと思ひます。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今、国会を監視しているように政府委員の答弁を受けとられたようでございますけれども、私から申し上げますが、私は国会を監視するなどの気持ちには毛頭ございせん、防衛庁としても。そういう意味合いで、私がただいま申し上げましたような意味合いでよく検討をしておきたい、こう思ひます。

○久保田真苗君 くだいようですけれども、私ね、非常に何というか横着になつていふと思うんですよ。こんなことは前にはなかったことです。それが近ごろ平気で与野党区別して、差別してですよ、与野党には早く配り野党には遅く配る。しかも、もうここまで来たから私も申し上げますけれども、私は何日も前から、この防衛二法が始まることを予想してましたから、要求していただくと、それは自民党の方が皆さん読んでいらつしやるからです。読んでいらつしやるから要求した。そうしたら、それでもまだぐずぐずおっしゃったんです。だけど、与野党の方は読んでいって指摘したら、びくついて持ってきた。どうしてこんなめんどくさいことが行われるのか。私は本当に抗議しないではいられないんですよ。そして、御要望だから検討する、そういうような恩恵的な立場になぜ国会が立たなさいいけないのか。これじゃ国会の論議というものはできないんですよ。そして、防衛についての論議が少なくて、そういう立場に私たちを追い込んで、それで勝った勝ったと思つていらつしやるんだらう、これが二度とあつたらば、これはもう本当に政治問題

にしたいだかなきゃならない。長官の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私は事実を知りませんけれども、今おっしゃったとおり、与野党の方はみんな読んで、野党の方には来ていない、そういう状態は甚だよくないと思ひます。そういうことのないようにいたします。

○久保田真苗君 それでは、そのところは確とお約束しまして、私どもの方も、こういうことがあつた場合には本当にこれは問題にさせていたたく。もう絶対にそういうことないようになつていただくことをぜひ約束していただいて、しかと約束していただいて——お約束いただけるんですね。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今申しましたとおり、議員間で不公平の起こらないように、それはもう当然のことでございます。

○久保田真苗君 それでは、こういういろいろな前提があるものから、私も一回取り上げさせていただきますのは、この「軍事力の意義」とのことなんですね。もう他の委員からも出た問題ですからくどくは申し上げません。でも、防衛庁長官は、この白書に出ておられます「軍事力の意義」これは、冒頭に書かれていて、それは「力によって相手に対する要求を充足させ」、「強力な軍事力を背景として相手を抑圧することなどにより政治的な影響力に転化」する、こういう軍事力の意義づけを長官としてはどうお考えになりますか、御見解を伺いたいです。

○政府委員(瀬木博基君) 白書のことでございますので、まず私からお答えさせていただきます。先生御指摘のとおり、ことしの白書におきましては「世界の軍事情勢」の冒頭に「軍事力の意義」というものを書いたわけでございます。これは、国際政治の中でいろいろの要素があるわけでございますが、この防衛白書という性格から、軍事力というもののが国際政治の中で一定の役割を果たしている、これは厳然たる事実でございます。この点をまず国民の皆様に認識していただきたい

えですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 当然のことでございます。

○久保田真苗君 私、次に伺いたいのは、今の防衛白書の中でそれは二部二章二節というところなんです。「防衛計画の大綱」の3というところがあるんです。そこで、「わが国が保有すべき防衛力」、そういうタイトルのもとでこういうふうになつていくんですよ。「大綱」は、わが国が平時から保有すべき必要最小限の防衛力の水準等の枠組みについて、そういうふうになつていく。それは、ただし、六十一年版の防衛白書なんです。ことしの防衛白書からは、この「最小限」という言葉、「最小限の」というのをわざわざ削つてあるんですね。削つた意味というのはどういふことなんでしょうか。これ、「最小限の防衛力」という「最小限」が邪魔になつたということなんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) これは政府部内の協議の段階の話なので、余り表ざたにする問題でないと思ひますが、まさに先生の御質問にあつたように、必要最小限のあるいは最小限度のという言葉を使いますと憲法で定める最小限度、それに当たるといふことになつたので、大綱で定めておる防衛力というのは、先ほど私が申し上げましたように、それよりさらに内枠の平時から持つべき最小のものといふことで、言葉が似通つていて大綱であるのが憲法で定める必要最小限度の防衛力とつてんであるといふように、それが量的なりあるいは質的にあらわし得るような形になると誤解を生むので、その言葉を避けたといふように聞いております。

○久保田真苗君 でも、今その従来からの態度に変わりはなないといふことであれば、この文言から最小限度を落とす必要はなかつたはずなんです。だから、そこるところに私は今回の防衛白書をどうも踏み出しているといふことを全体的に感じるし、この文言にそれが非常に象徴的にあらわ

れていると思うんですね。ですから、もし防衛庁長官がさつき言われましたように、自衛のための最小限度必要なものでなければならぬといふ基本方針に何ら変わりはないといふこととおありになるならば、こういう文句は非常に大事な文句だから次の防衛白書で復活させていただきたいし、こういうものを前のものからどんどん削つていくというふうなことは、私も発見するのには大分これ精力が要するわけですから、きちんとしていただきたいんですね。政府方針に変わりがなければ、なぜこういう公文書の中で作文の中でこれを曲げていくのか、それはそういうことがないようにお願ひしたいんです。長官、いかがでしようか。

○政府委員(西廣整輝君) 繰り返すようになりませんが、ここに書かれておりますのは、昨年の白書を読んでもみますと「わが国が平時から保有すべき必要最小限の」といふふうに書いてあるわけですが、これは決して憲法で言う自衛のための必要最小限度のとは違つたわけでございます。平時から保有すべきものでありますから、その際に必要最小限度のといふ言葉が憲法で憲法学者がよく使つております自衛のための必要最小限度のといふことと混同しやすいので、その部分を省いた方がしかるべきだろうといふことであります。

○久保田真苗君 そういたしますと、今いろいろおっしゃつたけれども、私もこのところはもう一回取り上げたいと思ひます。本当にこれはわずかな文言をつつていて恐縮なようなんですけれども、それは本当にはつきりさせないといけないことだと思ひます。

それで、長官に重ねて伺ひますけれども、大綱とその別表に示されている防衛の構想それから態勢、主要装備ですね、こういつたものの具体的な規模といふのは必要最小限度のものであると、そういうふうに出てよろしいわけなんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 繰り返すようになりませんが、我が国が整備しようとしてゐる防衛力とい

うものは、当然のことながら、憲法で定める自衛のための必要最小限度の内枠のものであるといふふうに考えております。

○委員長(名尾良孝君) 午後一時五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○久保田真苗君 私はここでもう一つぜひ口をつけておかなきゃならない問題があるんです。さっきの大綱の問題は非常に問題になる事柄を提起しておられると思ひますので、この後時間の限りやらせていただきます。

もう一つは、先日野田委員からも出しました横須賀、佐世保に常駐している核兵器事故爆発物処理第一グループ分遣隊といふことなんです。外務省に伺ひます。外務省はこれについて、そういった分遣隊が横須賀、佐世保に常駐しているといふ事実は前から知つていましたか。

○委員長(名尾良孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(名尾良孝君) 速記を起して。

○久保田真苗君 まず、外務省に伺ひます。

それは、先般野田委員からも質問しました、横須賀と佐世保に常駐しているといふ状態の核兵器事故等爆発物処理第一グループ分遣隊といふものの存在なんです。これは、外務省はその存在は前から知つていたわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) アメリカから至急の電話がかかりまして、委員会におかれまして申しわけございません。走つてまいりましたので、ちょ

つと息が切れておりまして明瞭でないかもしれま

せんで、恐れ入ります。

ただいまの御質問にお答えいたします。

この分遣隊第一グループといふものにつきましては、この公文書といふものが新聞に出まして、その後外務省としては米側に照会いたしました。その存在といふものを知つたわけでございます。それは、外務省といたしまして、いかなる部隊がどこに存在するかといふことにつきまして正式に必ずしも承知してない、承知する立場にないといふことでございますので、そういうことでござい

ました。

○久保田真苗君 防衛庁の方はいかがですか。この事実を知つていたとか、あるいはその相手と話したとか訪問したとか、そういう事実はあります

か。

○政府委員(西廣整輝君) 私どもとしましては、在日米軍の各基地等における所在部隊の名称なりあるいは内容といふものを知る立場にないわけでありまして、たまたま訓練等で日米の共同訓練をするような部隊等については承知する場合もあ

りすけれども、一般的なその種の知識は持ち合

ないわけでございます。

○久保田真苗君 何か密切れ悪いんですけれども、接触があつたことがあるという意味ですね。

○政府委員(西廣整輝君) 共同訓練等でおつき合

いをしてゐる例えは飛行隊、そういうものにつ

いては存じておりますが、今先生の御質問のよう

な部隊については、私も全く接触ございません

ので、存在を承知していません。

○久保田真苗君 そうしますと、外務省について

に伺ひますけれども、この地域司令官それから現

場責任者を指定するといふことになつてゐるん

ですね。そういう事柄について駐日アメリカ大使を

通じてその当事国とは話をするんだといふふうな

指示がありますけれども、アメリカ大使からそう

いふお話が過去に外務省に来たといふその事実は

あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) そのような事実は全く

ございません。

ただいまの御質問でちょっと一言言わせていただきますと、先ほどの御質問は爆発物処理の第一グループ分遣隊についての御質問でございましたが、ただいまの御質問は、責任者を、地域調整官というものを任命するという点に關しての御質問かと思ひます。これは先般野田委員の御質問に對しましてお答えいたしましたとおり、前者の爆発物処理第一分遣隊というものは一九八二年の七月に太平洋艦隊司令官の指令で出ておりまして、後者につきましては一九八四年の五月八日、二年後でございますけれども、に太平洋軍司令官から出ておりまして、これは全く二つは別の事柄でございます。その両者の間に關係はございませんというところでございます。

○久保田真苗君 両者の間に關係があつてもなくとも、ともかく私が伺っているのは、そういう責任者を指定するという点、それから核事故の場合に對應するようなプランを調整するという事柄に關連して、何というか、基地の受け入れ国と話し合ふのはアメリカの代表部を通じてだということふうな記述があるけれども、それについてのお話はあつたわけですか、なかつたわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) これは先ほどとも御答弁申しましたとおり、そういう話は一切ございませ

○久保田真苗君 ところで、そうしますと、このこの文書にある以外の知識は持つていらつしやらないと、こういうことになりますか。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書、二つ文書でございますけれども、この二つの文書以外の知識は持つておりませんが、第一グループ分遣隊の方につきましては、アメリカ側に照会いたしましたので、若干の知識を持ち合わせております。

○久保田真苗君 じゃ、その知識を披露してください。

○政府委員(藤井宏昭君) 横須賀及び佐世保にある分遣隊の人数について若干知識を得たわけでございます。

○久保田真苗君 何人ということですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 横須賀にある分遣隊は士官が一人、下士官、兵が四人、佐世保にある分遣隊につきましては、士官がおらうに二人の下士官より成つてゐる、こういうことでございませ

○久保田真苗君 ところで、八二年七月三十日付の太平洋艦隊司令官の文書で見ますと、この第一分遣隊の任務は、こういうことをすると思ひます、この二ページ目の(5)に出てゐると思ひます、これがその核当する分遣隊の業務というふうに見えていいわけですね。

○政府委員(藤井宏昭君) そうでございます。

○久保田真苗君 これで見ますと、この分遣隊のしなければならぬ業務というものは実にいろいろあります。そして、そのほかに化学兵器、細菌兵器といつたようなものまでその業務の對象に含まれてゐるというふうに見られるわけですね。それは間違ひありませんか。

○政府委員(藤井宏昭君) これは果次国会で御答弁申し上げておりますけれども、EODと申しますのは、今御指摘のように、爆発物全般、これは核兵器、それから化学兵器を含んでおります。ただ、EOD、これにつきましては先日野田委員の御質問に對してお答え申し上げましたように、この記述の中で申しておりますように、この爆発物処理というこの定義をいたしまして、不発弾、それから機能が損傷あるいは能力の低下に伴つて有害となつてゐる爆発物、これを処理するということが主たる任務であるというところでございませ

○久保田真苗君 それが主たる任務と云う言われ

るんですが、例えば緊急核事故の調査隊を支援するとか、そういうものもやつてゐるんじゃないんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 先ほど申し上げましたように、理論的に核兵器に關する事故も含まれておりますけれども、まさにこの文書、今御指摘になつた八二年の文書でございませけれども、その中に定義というのがあるわけでございます。

定義のところの4には、EODの定義というのがございまして、その冒頭に書いておりますのは、不発弾の処理ということをやつておるわけでございます。これが日常一番多いこの業務であるということかと思ひます。

○久保田真苗君 もう一つ伺ひますが、日常的に能力の落ちたそういうものを主として扱うんだと、こういうあれなんですよ。もう一つ伺ひます。同じ手紙の、これはページが出てないんですけれども、後ろから数えて四枚目の真ん中辺の5というところを見ていただくと、これが第一グループですね。COM EOD GROUPのワンと書いてある、これが第一分遣隊のことだと思ひますけれども、それはもう一つの分遣隊と比べて常駐して、ショアですら海岸なんでしょうないけれども、陸上の活動をする人ということになると思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) この点の正確な意味を米側に照会してゐるわけではございせんので、正確な意味かどうか、この文書について一々日本政府といたしまして權威ある解釈はできませんけれども、EODについては、御存じのとおり、EOD第一分遣隊というのは海軍の呼称でございまして、第一というのはアジア・太平洋地域を指しているようでございます。それから第二というのはその他の地域を指してございませ、いずれにしても、EODということ自体はアメリカ軍全部にあるわけでございます。これは爆発物処理というところでございまして、我が国にはEOD第一分遣隊という海軍以外に、その他空軍等のEOD、これは軍隊の属性で当然でございませけれども、爆発物が置かれてゐるところ、弾薬庫のそばであるとかあるいは富士の演習場にはEODがあるわけでございます。したがしまして、EOD分遣隊ワンすなわち海軍の分遣隊、これは日本には先ほど申しました横須賀と佐世保にあるわけでございますが、それ以外のEODと協力するという趣旨であらうかと思ひます。

○久保田真苗君 ともかくもう一つのが船の上で

作業するのに比して、これはおかでやることは確かだと思ふんですね。しかも、爆発物が程度が落ちたものなのかもしれないけれども、そういうものも、ケミカルも、バイオロジカルも、ニュークリアも扱う、こういうことになってますね。しかも、それを貯蔵蓄積してあるものも扱うんじゃないかろうかという感じがいたしますね、EODの分遣隊はそれは三ページ目の6のdのところを見ていただくとそういうふうになつてゐるんですね。これは読み方の問題を随分詰めたきやいけ

ないんだらうと思ふんですけれども、そうなりまして、やっぱり核兵器、化学兵器、生物兵器、そういったものを処理するところがこの日本に、横須賀、佐世保のみならず、ほかにもあるのかもしれない。少なくとも横須賀、佐世保に關してはこの任務を帯びてゐるんだ、そういうことになる。ですから、外務省はさつきいろいろ詳しくは知らないというふうなことだけれども、これを見ると核兵器の寄港持ち込み、その場合少なくともお

の上で処理する人がいるということに私はなつてしまふんじゃないかと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 話を承つておりますと、何かそういう大変なことが行われてゐるような感じでございますけれども、先ほど申しましたように、このEODというものは定義の上でも明確でございまして、まず不発弾の処理ということをこれももう少し長く言つておりますけれども、不発弾の処理に關しましていろいろやつておりますが、それをやることということでピリオド。ファーストセンテンスでございませ。この同じ文書の中に書いてあることでございませ。さらにその後、私が申し上げましたこの損傷を受けたたりした弾薬が危険になつた場合の処理というふうなことを言つておるわけでございます。不発弾等、これは通常の爆弾というものが当然爆発物処理係でございませ。先ほど申しました人数等から見ましても、そういうものであるというふうに御認識いただきたいと思います。

ただ、理論的にはもちろんアメリカのEODの中に核兵器、それから生物化学兵器が入っているというところ、これは前から御答弁申し上げておるとおりでございますが、日本におきましては核の持ち込みがない以上、そのような機能が日本の中で必要であるということはないというふうに確信しておる次第でございます。

○久保田真苗君 わかりないうちにおっしゃりながら、ばかに今のお返事は確信があるんですね。人数からいってもそんな大層なことじゃないんだと、不発弾処理なんだと。だけれども、この手引から見れば、ほかの地域に、つまり諸外国にあるものも基本的には同じ形なんですよ。その程度の人数で特別のそういうトレーニングを受けている人、そしてその人たちは単独で働くのではないかもしれない、そういうことなんですよ。基本的には主になる人が一人であって三人で、そのほか何人かがいる場合もあるという状態だと思うんですよ。これは極めてノーマルなこの種の事故処理の基本型だと思えますよ。それがどうしてそういう大層なものを扱うものじゃないかって外務省は確信を持っておっしゃるんですか、事前協議がないからですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 前々からこれはもう何度もお答えしているとおりでございますが、我が国に核が持ち込まれる際には事前協議が当然あるということでございます。

さらに、この文書をよくお読みいただければわかりますように、これは爆発物処理、EODについての周知徹底、その手続を周知徹底させるためのものではございませんで、この文章から一部の新聞ではこれが核のためである、核事故をここに含めるためであるということ、これはこの間野田委員の御質問のときに申し上げましたが、私も誤訳であると思えますけれども、この一部でございますが、というふうに取り上げられておること、これはよくお読みいただければわかりますように、このEOD、海軍におきましてはその第一分遣隊というものの手

続を明記している文書でございます。これは初めからアメリカで公になつて文書、秘密の文書ではないわけでございます。この第一分遣隊の行いますことは、軍隊の属性で当然でございますけれども、爆発物を扱うわけでございますので、その爆発物の処理ということでございます。それに理論的に核兵器が入つておるといふこともこれはそのとおりでございますけれども、だからといってこの日本にありまます分遣隊がそういう役割を現に行つておるといふことは全く別の問題でございます。

○久保田真苗君 理論的にそういうことを行う分遣隊なんですよ。それが現に日本に存在しているということなんです。しかも、これはおかの上の活動をする人たちなんです。そして、扱うものは通常のものではないと見られるわけですよ。これは非常に特殊な兵器であるというふうに見られるわけですね。このことの身を外務省がよく御存じなかつたからといって、それは多分御存じなかつた前かもしれない。だけれども、周知徹底のための文書だとおっしゃる。周知徹底するということとは、その先にその命令を受けて何らかの仕事をしなきゃいけない人がいるわけですよ。それから次の、こちらの八四年の五月八日付の手紙、これは完全に核兵器の安全についてというルールブックですよ。これは指示書なんです。そして、同じような方たちがやはりその責任に当たつておられるわけですね。

こういうことから見ますと、もし日本に核兵器も化学兵器も細菌兵器も、そういうものを何も持ち込んでなくて、そういう事故処理をする必要がないということであるならば、わざわざこういういろいろなレベルのオフィサーを指定していくことはないと考えるのが通常なんじゃないか。いるけれどもそういうことはしないんだというふうにして、どうしてあなたがそんなことをおっしゃるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書について、外務省は知らないとおっしゃったわけではございません

で、この文書の一々について有権的解釈をする立場にないということをおし上げたわけではございません。

それから、この八二年の方の文書につきましてでございますけれども、先ほどから申し上げている、繰り返して恐縮でございますけれども、このような分遣隊なり、いわゆるEODが必要であるというところはこれは明白でございます。爆発物の処理でございます。不発弾等の処理でございますので、軍隊である以上爆発物を持つておられるわけでございます。その処理は当然でございます。その処理に当たりまして、分遣隊なりその他のEODが日本にあるということも明白でございます。それに、それについての周知の徹底ということでございます。

それから、八四年の方の文書でございます。先ほどから申し上げておられますとおり、八二年の文書と八四年の文書というものは出しているところも違ひますし、時間的にも全く離れておまして、この二つに関連があるわけではございません。報道ではあたかも関連があるようにとらえておられますけれども、全く別の出所による別の時点における文書でございます。片方が片方を引用しているとかそういうことではございませんが、この八四年の文書の方について申し上げます、野田委員の御質問に答える大臣や私からお答え申し上げますと、この文書の趣旨は、核事故というものの重大性にかんがみて太平洋軍指揮下の全将兵に対してそれに対する十分な用意を命じるといふ趣旨でございます。その意味におきまして、太平洋軍司令官の隷下の司令官に對しましてその指示を与えておられるものでございます。

したがって、我が国におきましては核兵器がない以上、我が国におきまます核事故の処理ということではないと思ひますけれども、核事故というものが国境を越えて影響を及ぼすという性質にかんがみますれば、さらにその後方対策等々もあろうかと思ひますけれども、かんがみますれば、我が国に駐留する米軍につきましても同様な指示

を出しているということは、その本来の趣旨、すなわち全將兵に對してその手続等を周知徹底せしめることによつて、核事故という重大な事態に備えておく、念のために備えておくという趣旨から当然ではないかというふうに考えるわけでございます。

○久保田真苗君 外務省は事前協議がなければ核の持ち込みはないんだというお立場をとつていらつしやるから、そういうことであくまでそれでおっしゃるんでしようけれども、これは私たちがばかりじゃないんです。この公文書を調べたアメリカの会社も、核兵器の日本持ち込み、トランジットか寄港かわからないけれども、それを示唆するものだという見解をとつておられるわけですよ。そうなりますと、私はそうではあつても、これについてもう少ししかるべき。ただ人数が少なからずとか、日本にいるのはそういうことはやらないんだとかという根拠のない単純なお答えでなく、もう少しと聞けるところまでは聞いて答えていただきたいと思ひます。そういうことを私はお願いしておきたいんですよ。

○政府委員(藤井宏昭君) 繰り返して恐縮でございますけれども、委員の御質問では常にこの二つの文書、八二年の文書、EODの第一分遣隊と、それから八四年の文書につきまして地域調整官任命と関連づけられておられるようでございますけれども、この点について文書を精査いたしましたけれども、この関連というものは出所も違ひますし、似ているようでございますけれども、太平洋軍と太平洋艦隊司令官では全く違つておられるわけでございます。この二つの間に関連があるわけではございません。

それから、先ほどのEODにつきましては、先ほど申し述べましたように、爆発物処理、不発弾の処理、老朽弾の処理等は軍隊の当然の属性でございます。これが軍隊というものは考えられないわけでございます。したがって、そういうものが特に爆発物が多量にあるところにいるということ自体、これをもちまして核兵器云々とい

うことを考えるのはいさか考え過ぎではないかというふうに住じます。

○久保田真苗君 ともかく、そういう任務を帯びた人がいるということはお認めになるわけでしょう。それはお認めになるわけですね。

○政府委員(藤井宏昭君) 爆発物処理部隊がいるということとはあらゆる軍隊に当然でございまして、それは認める認めないの前の問題であるかと思ひます。

○久保田真苗君 いろいろおっしゃるけれども、ともかくこれは非常に特殊な分遣隊なんです、その仕事の内容が。そういう任務を帯びているの細菌だの、それからこういうものなどがこの日本を通過したり寄港したり、持ち込まれたりするんじゃないかという文書が出たときがきっかけだと思ふから、こういう国会で、自分たちはとんちんかんと思うような質問が出てくるけれどもよく聞かせてもらいたいというところで、ともかく存在も御存じなかったらいいんですから、安心がならないんです。もうちょっと職務に精出していただきたい、こう思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) 久保田委員に対して、まことに申しわけございせんけれども、その特殊な任務を帯びているということを断定なさっていらっしゃるわけではございまして、この文章を精査いたしました、特殊な任務を帯びているということではなくて、この文書の中に、何度も申し上げてお縮でございまして、定義があるわけではございまして、EODとは何かと。EODは不発弾の処理であると言つておられます、その後言つておられるわけではございまして、これは当然の任務を、軍隊の一部として当然に負わなければならない任務でございまして、この文書を幾ら精査いたしまして、この日本に存在いたします部隊が特別の任務を帯びていることは、この文書で一切出てこないというふうに我々は考えます。

○久保田真苗君 それでは、この分遣隊は核兵器の事故処理はしないところだと断言なさいますか。そういうものだというふうなことに書かれていないんですか。そういうものを扱うということになつていないんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 前々から御答弁申しておりますように、核兵器の処理ということも理論的、一般的には可能であると思ひます。

○久保田真苗君 可能であるんじゃないかと、これはすべき任務なんです。日本の陸上にそういうものがあるかないかということからは出てきません。だけれども、それは任務なんです。しかも、重要な任務なんです。そういうことは認めていただかなくちゃ困るし、理論的に可能だけれども実際にしてないんだと、人数が少なからずそういうことじゃないんだというふうな御答弁じゃ、私は納得できないんです。

○政府委員(藤井宏昭君) EODの定義から明瞭でございまして、何度もお答えして恐縮でございまして、EODは爆発物の処理でございまして、この爆発物の処理は、ここにありますように、不発弾の処理等でございます。で、その中に理論的には核兵器も入つておるということは、前々から申し述べているとおりでございまして。そういうEODの分遣隊が日本にいるということによりまして、特殊な任務をそれが負つていうふうなことを表現するということは、実態とは異なるのではないかとこのように思ふわけではございまして。

○久保田真苗君 問題は、やっているかやらないかの問題なんです。陸上でこういうものを扱うようなことでは大変困るというか、とんでもないことなんですよ。問題はやっているかやらないかということなんですよ。そういう任務を帯びて、そういう指示書もあるということなんですよ。だから、それをやらないとあなたが断言なさるのはおかしいと思ひますよ。

○政府委員(藤井宏昭君) これはどうも繰り返して恐縮でございまして、この分遣隊はほか

のEODと同じでございまして、要するに不発弾の処理等を目的とするものでございまして。それが核兵器の理論的には任務を帯びているからといひまして、当然のことではございまして、日本におります米軍が弾薬を持っている以上、EODはどうしても必要でございまして、その一つの属性でございまして、そのための部隊がいるというふうに住じている次第でございまして。

○久保田真苗君 次に、五月八日の方になるんですけれども、そうしますと、このことについてさつき混同しておつしたんだけれども、このことについてはやはり外務省の方でこれも御存じなかったと言われましたか。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書については存じておりませんでした。

○久保田真苗君 そうしますと、やはりこちらの方も責任者の指示というものがあつたけれども、日本に關連しての責任者というのはどういうところなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書によりまして、日本に關連しては在日米軍司令官が調整官になつておることでございまして。

○久保田真苗君 その先はどうなつておるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 御質問の趣旨がちよつとよくわかりませんが、その先と申しますとどういふことでございましょうか。

○久保田真苗君 その調整官一人だけなのか、それともその先に核の安全を期するオフィサーが任命されているのかということなんです。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書によりまして、そのようなオフィサーを任命するというふうになつております。

○久保田真苗君 それはだれなんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) この文書には書いておりません。

○久保田真苗君 これは現場のオフィサーを任命するということですね。

○政府委員(藤井宏昭君) そのようなオフィサーと、それからここに書いてありますのは、長い手続がいろいろ書いてございまして、基地内におきましてはその基地の司令官、それから基地外で起きたときにはその最寄りの基地あるいは船舶、一番最寄りにいた船舶の指揮官が担当者になつて、先ほどの調整官というのの対策を行うと、こういうことが書いてございまして。

○久保田真苗君 要するに、核安全保証のプログラムのオフィサーがいるというふうな理解ができるわけですね、その調整官のもとに。

○政府委員(藤井宏昭君) そういうことになるかと思ひます。

○久保田真苗君 その人はどういう任務があるわけですか。

○政府委員(藤井宏昭君) その人は地域調整官のもとでいただいた各種の事態に迅速に対応するという任務だと思ひます。

○久保田真苗君 そうしますと、実際にどういふことがあるんですか。核に対するいろいろなプランを、それはどういふ内容のものをやれというふうになつてますか。

○政府委員(藤井宏昭君) その点は、核の事故が起きますときに際しましていろいろなプログラムをつくるというふうなことでございまして、先ほど申しました基地内、基地外で起きた場合はこうこうという責任者を定めるといふのがこの文章の趣旨でございまして。

○久保田真苗君 基地内外で起こるといふのはどういふことを指すんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) どういふこととはどういふことか、ちよつと御質問の趣旨がよくわかりませんが。

○久保田真苗君 結局、核の安全ですよ。基地内外で起こるといふのはどういふ状態を想定しているんですか。それは核兵器が爆発したとか、事故があつたとか、あるいは核攻撃を受けたとか、そのどちらになるんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) これは事故だと思ひます。核攻撃ということではないと思ひます。

○久保田真苗君 そうしますと、局長の御見解だと日本の場合はこれもこういうオフイサーは本当は必要ないんですよ。

○政府委員(藤井宏昭君) これも先般来申し上げておりますように、日本には核兵器は存在しないわけでございますから、したがって、このような調整官というものは日本については本来必要ない面がございますけれども、他方、核兵器の事故と申しますのはその及ぼす範囲が国境外、それから日本の、先ほどちょっと触れましたけれども、基地外という場合に最寄りの船舶が、その艦船の司令官がその第一義的な担当に当たるといふことから明らからでございますように、公海等におきまして何らかの事故が起きたような場合にそれが影響を与えるといふことから見まして、それなりの意味があるのではないかとこのように考えるわけでございます。

○久保田真苗君 でも、基地内外なんですよ。基地内外に任務を帯びているわけなんですよ。この地域調整官が在日米軍の司令官なんですよ、これ。そういうことを考えますと、これはもつとずつとほかのところへ行く場合だってそれはあるかもしれないけれども、基本的には任務は日本における基地内外という意味合いだと思ふんですね。ただ、必要はないけれども念のためといふこともあるかもしれない、それはあるかもしれない。そういうことを私は言っているんですよ。そして、事前協議がないからと安心していいけれども、こういうふうな任務を帯びた方は日本にいろんな格好でいらっしゃるというのを言っているわけですよ。そうしたら、私はもう少し国民が、この非核の国なんですから、安心するような御説明を——アメリカだつて喜んでなさると思うんですよ、こういうわけだ。こういうものが出てくるというのを、それを一片の、木で鼻をくくったような、事前協議がない以上はということでは、どうも外交というものは成り立たないんじゃないか。国民の利益を守り、国民の不安を解消すると

いうのは国際友好とともに外交の大きな使命だと私は思ふんですよ。さつきからもう終了したと言われているので、これは本当は外務省に伺うよりは防衛庁に伺った方がいいのかもしれない。少しでも接触がおりになるんですよ。私、またこの次にこれを伺わせていただきたいと思ふんです。

それからもう一つ、さっきの西廣局長の言われた大綱の、言われたのは結局大綱の言っている最低限度、それよりは最低限度というものはみ出して広がっていくものと、そういう御答弁だったと思ふんですよ。これはやっぱり私はちょっと、防衛白書自体が少なくとも大綱の見直しや別表の修正は行わないと今のところはそういうふうに出てきて、しかも二カ所にわたって最低限度のいうものを外していらっしゃるというところは、やっぱりこれを崩し主義だと思ふんですよ。そういうことをぜひこの次に、いずれもつとつかりとやりとりをさせていただきたいと思ふんですよ。それから最後に、防衛庁長官にお願ひしたい件は、さつき私は例の洋上空港についてぜひ出していただきたいと、出しますよと言つてくださったんだけれども、訪米の際にですね、もう一つつけ足していただきたいことがあります。それは、なぜ私たちがこういうことを希望するかというと、この人口過密な日本で非常に人々がそれに悩んでいて、そしてそれに対する注文がたぐささんあって、そしてしかも裁判の判示でも耐える限度を超えてと言われているような、そういう騒音公害が出ているというのをぜひ伝えていただきたいということなんです。どうぞよろしくお願いいたします。

○峯山昭範君 大臣も長時間にわたつて御苦勞さうでございます。私は、きょうは少し時間をいただきます。質問をさせていただきたいと思つております。

私は、大臣が参議院にいらつしやる時分からよくお世話になっておりまして、大臣の人格並びに

今までのいろんなことにつきまして、私も私の方の先輩からお伺いをいたしております。それで、ざつとばらんで非常に立派な方だということも伺ひたいしております。ところが、先般から同僚議員からも指摘がございましたが、大臣ちょっと変わったんだと違うかと、いわゆるハト派からタカ派に変わったんじゃないかというふうなお話がございます。これは大臣が変わつたのかあるいは周りの環境が変わつたのかよくわかりませんが、私がいいますに、少なくとも中曾根さんが総理大臣に就任をされて、この五年間の十一月で満五年になるわけですよ。この五年間の日本の財政状態というのは非常に厳しいこの五年間でございます。特に財政再建といふこともありまして、国民はもう本当に大変な中にこの五年間を過ごして来たわけですよ。そういうふうな中にありまして、やはり私も防衛力あるいは防衛庁のあり方ということについては大変関心を持っておりまして、それなりに日本の防衛、自衛隊といふものは必要であるという認識のもとに議論もしてきたわけでありまして、

そういう点からいいますと、この五年間の防衛費の増額というのはやはり突出突出と、大臣も一歩一歩ばかりで中身の論争がないと随分おつしやいましたけれども、大臣の立場からいえば、それもいけません。我々の立場からいえば、これはもうこの五年間確かにいわれる枠を突破して防衛費がちょっとふえ過ぎたという感觸がどうしにかけるのは少なくとも我々大臣の立場、やっぱり大臣がやつていただく以外ございませんので、私たちは大臣を責める以外ないわけでありまして、そういうふうな考えをみますと、非常に私はこれ大事なことであると思ふ、そういうふうな意味で私どもの立場もそれなりにわかつていただきたいというのをまず最初に申し上げたいわけでございますが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(栗原祐幸君) 峯山さんを初めといたしまして、昔から大變御鞭撻をいただいている皆さんがいるわけでありまして。おまえハトからタカに変わったんじゃないかと。しかし、正直言ひまして、三つ子の魂百まででございます。変わるものじゃないんですよ。私は俗に言うリベラリストでして、自分の体で常識を持って、良識を持ってこれはこうだと思ふことは率直に言うわけですよ。ただ、生来持つて生まれた性分で、あんなに言い方じゃなくて聞き方によると非常に断定的になるわけですね。そこでハトからタカになつたんじゃないかといふような印象があるのかなと思つておられますけれども、私自身は絶えずほどほどとどこかど、ほどほどといふものを考えてやつていくつもりでございます。ですから、防衛論争につきましても多少総理大臣と私と表現、ニュアンスの点について違ふ場合があります。私の場合は大きな意味で言うところの抑制的であると信じております。

○峯山昭範君 大臣おっしゃるとおりでございます。持つて生まれた性分というものは簡単に変わるものじゃないと私は思ひます。そういう点からいいますと、もともとタカ派だったと違ふかといふこともこれはあるわけでございます。大臣今おっしゃいましたように、我々の大先輩でございました前の河野謙三議長さんが、私ども若者の至りで食ひかかっていきますとやはりほどほどといふのを随分おつしやいました。私どももそれを教へていただきました。それから辺のところほどほどといふのをぜひ防衛予算の中にも、よそは辛抱してあるんだから、伸び率にしたつて何にしたつて過去のいろんないきさつ、過去において防衛費はふやしてなかったんだから、今ふやさないやあないといふんじゃないに、ほかの省庁も辛抱してんのやから辛抱しての間は我が防衛庁も辛抱しよう、それで日本の経済全体が伸びてきたらそのときに今までの不足の分をもうちょっとやろうやないか、こういうふうな言うのが普通と違ふかなと僕は思ふんですよ。ところが、最近の防衛

費の伸び率やいろんなことを見ておられますと非常に勇ましいんですな。こういう点は私大変心配するところなんですけれども、大臣も一回そこら辺のところを踏まえましていかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) これも立場によつて違いますけれども、私は防衛庁長官として感ずるところは、やはり防衛力の整備というのは継続的、計画的にやっつけていかなくやらない。そういう意味合いからいたしますと、御案内のとおり、中期防衛を確実にやっていくと、そうでないといふのはいかぬのじゃないかと。ですから、国の財政事情その他との関係はございませうけれども、そういう意味合いで皆さん方から見ると突出かもしれませうけれども、この計画大綱を最小限をとるためにはこの程度はいただきたい、そういうことでお願いをしていくわけでございませう。

○峯山昭範君 大臣の立場としてはやっぱりそう言わなしゃあないのやろね。

それで大臣、実は少し幾つかの問題に入りたいと思うんですけれども、まず「日本の防衛」、白書の問題でございませう。これは先ほどから白書に関する議論がございました。実は私も振り返ってみますと、防衛白書を初めて出すか出さないかという議論があつたのを今でも覚えております。この内閣委員会でありまして、今の中曽根総理大臣が防衛庁長官のときです。昭和四十五年ごろだったんじゃないかと思うんですね。あのときに各省庁の白書があるのに対して防衛庁がないということで、日本の国民の皆さん方に日本の防衛力というものはどういふふうなものか知らしめるために、やっぱりこういう白書のようなものをつくったらどうかという議論が出てまいりました。初めて四十五年のその前の年ぐらいたったと思うんですが、議論になりました出さうになったのを今でも覚えております。

そしてその後、これから先が私の言いたいことなんですけれども、四十五年からずっと出ないんですよ、白書が。そして、昭和五十一年に第二回が出るんです。そして、五十一年からはずっと毎年今出ているわけですね。その五十一年のときの防衛庁長官、どなただと思います。——坂田さんなんです。あの人もハト派と相当言われましたね。やっぱり総理大臣が三木さんだったからかもしれませんが、あの人の時代にこれからは全部出そう、それで日本の防衛力のあり方をちゃんとしようということ、この「日本の防衛」が出されるようになった。したがって、五十一年、五十二年当時の白書というのは今の白書と随分内容が違ふ。

私はことしの白書を見て、いよいよ白書がひとり歩きをし始めたなと。我々が国会で議論したと、議論してないこと、これから防衛庁がやろうとしていくことを白書の中に書き始めた。これは先ほど同僚議員の方からも御指摘がありましたように、防衛力の整備のいろいろな中身の重要な部分が、いわゆる昔書いた文を改め出した、そういうふうな雰囲気随分あるわけですね。そういうふうな意味では、私は長官ね、長官が本当にハト派で本当に日本の平和を愛し、といつてもそれは戦争やる人はみんな平和のためにと言つてやるんですから、そんなことはどうでもいいんですけれども、本質的にやっぱり日本の将来を考えるならば、一歩卒といふのをつくつたのも坂田さんです。しね、本当は。あるいは日本の防衛を考える会をスタートさせたのも坂田さんでした。そういう点を考えてみますと、やっぱりいい意味での日本の歴史に残るような大臣でないといかぬかと私は思うんです。ところが、大臣ちよつとやっぱり感じ悪いですね、残念なこと。一歩卒をたたくつておる。言葉は悪いけれども、そういうような余りいい感じが残つてないんです。それはやっぱり本大臣の今までのいろいろなあれから惜しいと私は思うんです。

そういうような意味で、先ほど大臣は白書と野党の議員を問わず配るとおっしゃいましたが、それは私非常にいいことだと思うんです。ただ、その配るという意味も、大臣はちよつと勘違いしていらつしやるところがあるんじゃないかと

僕は思うんです。勘違いでなくいいけれども。私たちが言っているのは、要するに閣議にかける前に、国防会議にかける前に、うちの理事会で話が出たんですけれども、要するに自民党のそれだけの三部会の皆さん方に配つて説明をしていくわけですよ。それを持ってきたて読んでいる可能性が強いわけですから、大臣が御配りするというのはどこか辺のところかわかりませうけれども、ぜひそういう点は我々にもできるだけ早くこういうような資料を配つていただいて、そして論争ができるようにしていただきたい、また私が申し上げたいのは、そういうふうな意味でぜひともこれから——これから私いろいろ議論しようと思つておりますが、議論の中身もそういうことを踏まえてぜひ御答弁いただきたい、そのことを初めにお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) いわゆる何といひますか、先ほど申しましたとおり、国会議員の皆さん方には一方の方は見えている、一方の方は見えてない、そういう状態はよろしくない、だからそういうことのないようになりたい、こう考えております。

それから、坂田さんのお話がございました。坂田さんはハト派だと、私の方はハトからタカにというふうな、そういう話もございましたけれども、ことわざではございませうが、私はハトとかタカといふことに余り意味はないんです、リベラリストだといふことですから。それから、坂田さんを私尊敬してはいます。あの人は防衛計画の大綱といふものはこれは大事にして、見直してはいけないと言つたんです。この点については私同じなんです。一歩の問題については、防衛計画の大綱をやつていく段階で超えることはあり得ると、だからこれには私はこだわっていませんといふのが坂田さんの私に対する忠告でございまして、そういう意味合いでは名実ともに峯山さんとも尊敬していただいています坂田さんの教えを私は破っていない、こういうふうな考えでおります。

いづれにいたしましても、御忠告をよく頭の中に置きまして、誠心誠意日本の防衛を国の安全平和のためにやってみたい、こう考えております。

○峯山昭範君 それでは本題に入りたいと思ひます。

まず第一に、ことしの予算委員会では私は大臣といふいろいろと防衛問題について論争をいたしました。そこで、大臣がよくおっしゃる、きょうも先ほどから何回もおっしゃつておりますが、大綱の水準を達成するということですね、これ、大臣の答弁を一生懸命読ませていただきました。予算委員会では大臣がばつと答えるのは、なかなか言葉だけではわかりにくいんです。ちよつと鈍いものであります、後で大臣のおっしゃつたことを一生懸命理解するために読ませていただいているわけですが、もう非常にわかりにくいんです。そこで、大綱の水準を達成するということはどういうことなのか。これは政府委員の方から結構です。詳細にわかりやすく一遍説明していただかせんか。

○政府委員(西廣重雄君) 大綱の水準というのは、詳細にいうことでございまして、少しお時間を拝借して申し上げたいと思ひますが、大綱は、先生はもう十分御承知だと思ひますが、けれども、平時から基盤的に、日本のお国柄として平時から少なくともこのくらい持つていくべきでない防衛力といふものを定めたものだと思ひます。考えております。そして、その考え方は、基本的にはまず日本の防衛のために必要な機能といふもので、ある機能、つまり、ある攻められ方をしたときの守り方については十分だけれども、ある攻められ方をしたら全くお手上げであるといふことのないように、各種の機能について欠落のないものにしないように、各々の機能について欠落のないものにしておるわけでありまして。もう一つは、その配備、部隊の配備であるとかあるいは態勢におきまして、平時少なくとも例えば東京は見張つていなければならないところは監視してなく

いづれにいたしましても、御忠告をよく頭の中に置きまして、誠心誠意日本の防衛を国の安全平和のためにやってみたい、こう考えております。

ていいというふうなものがなくて、日本全国についてまんべんなく監視なりできる態勢にしておかなくちゃいけない。あるいは、そういったところの場合に、ここでは何とか対応できるけれどもこの地域では全く対応できない、そういったことがないようには、むしろそれぞれの防空能力にしろあるいは陸上防衛能力にしろ配備をされたものである必要があるということで、いわばまず防衛力の量にきまつてはそういった形で機能的に欠落がない、あるいは常時監視ができる、領空侵犯即応態勢がきつたととれるといった平時態勢をもとに、まず兵力といえますか防衛力の量なり配置を考えてみたわけでありまして。

そこで、一つの防衛力というのが生まれてまいります。一例として例えば防空ということと考えますと、平時日本全国を警戒監視するためにはやはり二十数個のレーダーサイトというものがあつて、そこで初めて切れ目なく日本全域が監視される状況になつておる。しかも、そういった監視下に北海道から沖縄まで七カ所に戦闘機の警戒待機をさせることによりまして、少なくとも中高度以上の高さで入ってくる国籍不明機に対しては日本の領土内に侵入されないうちに会敵できるというんですか、そこで侵入を防止できる態勢がとれる、そのためにはどうしても全国で七カ所ですらなくちやいけないというところで、御承知のように現在千歳から始まりまして沖縄まで七カ所に航空部隊が配備をしてあるわけでありまして。そうして、それらの航空機がいつ来ても飛び立てるよう五分待機に二機置いておく、さらに三十分待機で何機置いておくという形で待機をさせ、かつそれらの航空部隊を維持するために常々新陳代謝していく隊員を養成していかなくちやいけません。そういったものをやるためには十三個の飛行隊が要するというところで、戦闘機が何機要するという形で積み上げてみたわけでありまして。

同じような格好で海上自衛隊について言えば、対潜能力として我が国周辺数百海里の哨戒を少な

くとも一日一回できるようには何機のP3Cが要るかとか、そういった形で積み上げてみまして、それらの総合された防衛力をもつていわゆる限定的小規模事態というものを、これは周辺の軍事力等を勘案してこの程度のもので小規模限定として来れるというのを前提としてシミュレーションをいたしまして、そこで能力の検証をしてみたわけでありまして。例えば防空について言えば、相手方が小規模限定という規模で例えば北部中心に侵攻してきた場合、あるいは日本全体に対して全面的なそのかわり薄い攻撃をかけてきた場合、そういったケースによつて相手方が航空攻撃をしかけてくる、その際に我が方が防空活動をいたしまして、そういったものもろの戦闘シミュレーションをやつた結果、ほぼ引き分けに終わるといいますか、お互いに痛み分けといえますか、二度目に来るときは向こうも力が弱つておればこちらも力が弱つておるといふ状況が五分の状況というふうに考へていけるわけです。

そのくらいでいけるものであれば、これを撃墜率に直しますと三〇％ぐらいの撃墜率が得られる状況であれば、私どもは防空力としてはほぼそこそこの水準であらうというふうに考へておるわけですが、大綱におきましてはそういった検証をして我々が求めておる例えば撃墜率、それが仮に一〇％でなくてもこれが八〇なり七五というものであればそれは合格にしようじゃないか。ただ二〇％、三〇％ということではいかにも日本の防衛力としてそれは空白になつておる、あるいは余りにも手薄過ぎるということで、小規模限定侵略に對するものもろの防衛機能の検証を行つて現在の防衛力、防衛計画の大綱の別表なり態勢というものを上つて上げたわけでございます。したがって、私どもとしてはこの防衛計画の大綱水準といふのは平時の警戒監視から始まりまして、有事にいわゆる小規模限定侵略に對してはまず自力で対応できる能力を持ったものであるということをお前提にして、積み上げたものであるというふうに考へております。

○峯山昭範君 それはそれでしようね。専門家が

おっしゃつておるんですから、それはそれで合うとるんでしよう。だけれど、今防衛局長が説明されたようなことを聞いてもわかりませんね、全然。これ、もうちょっとわかるように言うてくれませんか。要するに、確かに今おっしゃるような意味、機能については欠落のないもの、配備についてはそれこそ東京はちゃんとしたけれどもよそは落ちていたということがないように、全国むらなく。わかるんですよ、全部。防空についても陸上防衛能力についても、そのことはわかるんですよ。それとどういふふうなことを私は言つておるんじやなしに、実際問題としてこれから大綱水準を達成するということとはもう少し具体的に言えばどういふことなのか、これをもう少しよくわかりやすく言いますと、私がわかりやすく言うのはおかしいわけですが、要するに我々としては例えば大綱水準というのは実際に大綱の別表に書かれたこういうようなものがきつと入つてしまえば水準達成なのか、あるいはそれだけじゃないに新たにこういうことをせなかんといふことなのか。今おっしゃつておるようなことなんでしょうか。今これは全部わかるわけですよ。それとどういふふうなことを言つておるんです。私に、ただ、そういうようなことが完璧にできるものなのかということなんですよ、要するに。

何でかという、我々が今ここで財政的な問題や機数の問題やいろいろ何と何と何と質問すると、その答弁は必ず大綱水準達成のためにというのがついてくるわけですよ。その大綱の水準を達成するために、大臣は何回もおっしゃいました、大綱水準を達成するためにこれは一〇の枠は突破せざるを得ないんですよ、もう少しわかりやすく、なるほどそういうことなのかと納得できるような説明がないと困るわけですよ。日本全国まんべんなくどこからどこを攻められても

いいように、東京は攻められてもいいけれどもど

こはあいてた、東京は守つたけれどもあそこはあいてたなんて、そんなあいておるところがいっぱいあつちや困ります。それはそれとどういふこと、具体的にいうとどういふことなのか、わかりやすく御説明いただきたいと思うんですが。

○政府委員(西廣整輝君) 御疑問の点が必ずしも十分つかめておるかどうかわかりませんが、一つの言い方をさせていただきますと、大綱というのは、御承知のように、従来、通常兵器による局地戦以下の事態に最も有効に対抗できる防衛力を持つんだという、三次防、四次防までの考え方があると思ひます。ところが、通常兵器による局地戦以下の事態をいふことも、かなりレベルの高いものまで考えざるを得ないということになると、現在の防衛力、当時の防衛力からすれば非常にその間に格差があるということでありまして、そういったものを現段階で直ちにねらふ必要があるのだから、ねらつておることにしているという問題が起るのではないだろうかといふことで、最終的に出てまいつたのが限定的小規模事態ということでありまして。

限定的小規模事態は、今までたびたび御説明しておりますので余り詳しくは申し上げませんが、限定的といふのはまず質において核を使わない、つまり通常兵器限定である、さらに時間的にも地域的にも限られた侵攻であるというふうなふうに御説明申し上げております。したがつて、要するに、現在の我が国周辺におけるそれぞれの国の軍備の態勢といふものがあります、そういった全体の態勢といふものを大きく変更することなく、例えば日本を攻めるためによそから持つてくるとか、あるいは端的に申せば、第三国と第三国が対峙しておるところの兵力を抜いてきて日本の方に回してつたようなことではなく、現態勢のまま日本に對して攻撃をしかけてくるのが可能な兵力といふものが見積もられるわけであ

りまして、それに対して少なくとも独力で相当な対処ができるものというものを大綱はねらっておるわけでありま。

ところで、その小規模限定侵略をしてくる力というものは、これは、これまた国会等で何度も申し上げておられますが、時を経るに従ってやばり変化をしてくるものであることは事実でありま。これは現状では私も逐次その量なり質なりが上がつていく、つまり日本に対する攻撃の力というものが大きくなってきているというように認識をしておりますが、これはまた時代が変わってくれば減ることもあるかもしれません。そういったことで、小規模侵襲事態というものが時代によって変わるものであることはまた事実であり、そういう点で防衛力が相対的なものであるということは、前から申し上げているところでありま。したがって、我々は、例えば今回のような中期防衛力整備計画をつくる、あるいはかつては中業というものをつくっておりましたが、そういう五年ごとの計画をつくるに際して、そのときの周辺の軍事力というものを十分に精査をいたしまして、この時点で日本に向かい得る兵力としてはどの程度のものが来る可能性があるであろうかというところをまず詰めてみて、それに対して現在持っている防衛力はいかがなものであろうかということと比較をするわけでありま。

そうしましたときに、それぞれの機能、それぞれの能力において不足するものがあれば、これは五カ年の間に整備をするべきであらう、あるいはこれはもう十分であるからそのまま置いておけばいい、あるいは減らしてもいいというものもある場合もあるかと思いますが、そういう形で五年ごとに小規模限定侵襲というものの想定をしなから、それとみずから持っている防衛力というものを比較して防衛力の整備というものを決定していくというものが我々のやり方でありま。その際、御承知のように、大綱では別表なり自衛隊の態勢というものがございま。それはまさに大綱をつくった当時の考え方でありまけれども、

我々としては、この別表の規模なりそういったものはその当時の想定された限定小規模侵略に対応し得る態勢としてこれといけることでつくったものでありまが、と同時に、例えば隊員の数の問題にしろいろいろの問題は、国内的ないろいろな例えば航空機の数にしろ持ち得る機種の数その他から考えて、我々が持ち得る防衛力のかなりかたは枠組みの一つであるというふうな考えをおります。したがって、この別表の枠組みの中で質的な近代化を図る、あるいはいろいろな面の合理化を図るということ、いかにして相対的に現状では増大しつつある小規模限定侵略、そういったものが、工夫を要する点であらうというふうな考えをおる次第でありま。

○峯山昭範君 局長、そうすると、今局長おっしゃることはよくわかるわけですよ。例えば先ほどの中業の平時の場合の機能と配備の問題、有事の際の小規模限定の侵略に対していわゆる独力で対応できる兵力を備える。そういうふうな意味で、そのいわゆる有事の際の限定的小規模な侵略に対してどのくらいの兵力があれば対応できるか、結局それを見積もってということですね。ということは、どこが侵略してくるかわかりませんが、これは相手のあることですから必ず変動しておるわけですよ。ということは、逆に言えば、この大綱の水準というものはいつまでたってもこれは達成不可能とも言えるわけですよ。今の科学技術の進歩でだめと進んでいくわけですから、相手もどんどん対応してよくなるわけですから、よほど地震が何か大災害でもあって、少なくとも我が国に対して脅威になっているような国が壊滅的打撃を受けるとかのことが起きない限り、これはもう絶えず進歩しているわけですから、大変なことではないですよ。違いますか。そういうふうな考え方は当たりませんか。

○政府委員(西廣整輝君) おっしゃるとおり、防衛力というものはあくまで相対的な面がございまして、例えば道路をつくる、鉄道をつくるというように、一たんできまして若干の補修をしていくということでは維持ができるというものととは違って、ある水準を維持するということは非常に大変なことだというふうな考えをしております。

○峯山昭範君 大臣に聞く前に一つ局長に聞いておきましょう。

これは予算委員会の答弁の中で大臣がこうおっしゃっておるんですよ。今みたいな議論がさんざんあったあげく、大臣はこうおっしゃっているんですよ。「大綱水準というものは、先ほど申し上げた通り、別表との関係、限定かつ小規模の侵略態勢との対応、そういうものが中心になって大綱水準ができておる」というふうなことをおっしゃって、その今の答弁の前に、「大まかに言いますと、別表を達成するということでありま。ただし、それは防衛局長も言ったように、いろいろと技術の進歩の問題等ございまして、国際情勢その他ございまして、これは質の高いものでなきゃならないということでありま。」というのがある。今の後の答弁になるわけでありまが、要するに、大綱のこの別表を達成するということであれば我々非常にわかりやすいわけですよ。ああこれか、これを達成するということならこれはそれなりにいつかはできるなとわかるわけですが、いつできるかわからない見果てぬ夢を追いかけて、そのためにいわゆる一歩を突破したり撤退したりということについては、私は納得できないんですよ。大臣が大綱水準を達成する達成するといつもおっしゃっていますけれども、それはもう今の防衛局長の答弁を聞いておりましたが、これは相手のあることですよ、兵器の進歩や何やかんや見ておきますと、大綱水準を達成するんというところはとてつもないけれどもできないと私は思うんですよ。これはできませんか。大臣、どうです。

○国務大臣(栗原祐幸君) 私は、今申されたように考えていますよ。大ざっぱに言って、別表達成ということですよ。ただし、その別表というものは弾力的なものであるというものはもちろんあるわけですよ、大ざっぱに言って、そして、軍事技術の進歩

あるいは諸外国の状況、いろいろありますから、相対的なんですね。ですから、言うなればその大綱水準というものが固定しているとは思われない。もうこれで大綱水準を達成したとは思われない。それそのものが流動をしておる、それは当然のことだろうと思っております。それを一つ見果てぬ夢という表現もあるでしょうけれども、一応大ざっぱに言って大綱水準にこの段階では、まあこの程度で大綱水準じゃないか、あるいは足りないんじゃないか、あるいはこれはこれは大綱水準よりもオーバーしているんじゃないか、そういう判断があるのではないかと思ひます。これでおしまいうような意味のものは私はないと思ひます。

○峯山昭範君 いや、大臣が今おっしゃるようにな、これでおしまいうようなものはないということであれば、要するにそんないつ達成するかわからないようなものを達成するために一歩を突破するというのは、どうもおかしいと私は思うんですよ。これは大臣、大臣は張り切って立とうとしておられますが、これはもうどう考えたらいい、例えば、私はこの間もちょっと申し上げましたが、大綱水準の達成というだけなら、五十二年の防衛白書の中では、質的には別に量的には既に大綱水準はもう達成したと言っているというふうな意味の記述もあるわけですよ、事実。質はまだいろいろ向上ありますから、それは局長がおっしゃるように、質のことを言えやん言えやん言ひ出しますと、質はいっぱいありますね、それは。例えば対潜哨戒機にしても、P2Vというのがあって、それがP2J、そういうようなものからP3Cに変わると、能力はばあっと上がる。能力は上がるし全体のカバー範囲も広がります。が、機数はぐくぐとダウンするわけですから。104の時代の要撃戦闘機にいたしまして一緒です。104の時代から、御存じのとおり、F4になってF15になっていくわけですよ。それがごろごろ変わっていくわけですよ。しかしながら、能力の点からいいますと相当向上しているはずなんです。とこ

るが、昭和五十二年当時、少なくとも白書の中でも規模的にはほぼこの水準を達成しておるといふ意味のことを書いてあるわけですが、現実には、それが、五十二年当時あったものが今それじや何でないのか。もう本当に何回も答弁聞いておられますと、この一歩突破のときの話なんか聞いておられますと、水準にはもう全く達していないんだというふうな意味の発言があるわけですが。

これはそれなりに私は意味がわからぬわけじゃないんです。相対的に、脅威となつてくる国の皆さん方の防衛力やその整備の問題から比較していけば、それはそういうことは言えるかもしれない。しかしながら、そういうことをとらえようといふやうな意味で、それこそ果てしない軍拡競争になるわけですよ。大綱水準の達成というのは結局ある意味ではこれは満足度です。防衛庁長官がどこまで満足するかということですね。

この辺の整備である程度我慢できると、ある程度度のことである。例えば先ほどのこの有事の際の限定的小規模の侵略に対してこの程度はいけるぞというものは、私はそれはF4とF15とだんだんいいものになつていって、能力もだんだんいいものになれば、それはそれにこしたことはありませぬ。しかしながら、それをちゃんとするた

めに、今日日本全体の財政状態から見ると、それを一歩を撤廃してまでやることはあるかと。ちょっとやっぱ行き過ぎじゃないかと。

それと同時に、先ほど局長の答弁で私ちよつと気に入らぬところがあるわけですが、この別表というものは、大臣が先ほど答弁されましたように、別表というのは少なくとも、私どもは今まで内閣委員会でも何回も議論いたしました。この別表の数を達成したらほぼ大綱水準を達成するんだと私どもも思つておりました。ところが、ここの白書は今度は、私が白書がひとり歩きし出したと言いましたのは、いわゆるこの別表の修正が何ほ

でも可能だという意味のことをわざわざ項目を設けて記載をしているということ。これは、要するに、この間からの予算委員会やいろんなところ

の議論を踏まえて私は書き出したんだと思うんですが、それじゃそういうふうな整備やそういうふうなものが自由に、まあ自由には言ひませぬ。去年の白書の中でもそれを更新するときには国防会議や安全保障委員会の承認を受けて変更することになっていきますから、それはわかつています。それはわかつていますが、それを受けてやるにしたつて、それは問題ですよ。少なくとも大綱水準の達成というのはこの別表の枠をきつと達成すること、もう既にそこら辺のところは十分達成しておると、こう私は思つていたわけですが、実際はそこら辺のところはほんまにどうもはつきりしない。

そういうふうな意味で、大臣、これはやっぱり私どもわかりやすい方法でいきますと、やはりこの別表のこの数を少なくとも達成すると、そこら辺のところをわかりやすく言つていただかないと、例えば先ほど局長がいろいろ説明になりました、こういうふうな例えれば有事の際のこの抗

能力のそれに対応する可能な兵力を見積もるとおっしゃいましたが、そういうことを見積もつていろいろやるということになりますと、やっぱりそのときそのときによつて随分私達でくると思

うんですよ。そういうふうなものであらうと私は思ふんです。そういうふうなものであらうと私は思ふんです。そういうふうなものであらうと私は思ふんです。そういうふうなものであらうと私は思ふんです。

成といふことについてはそう軽々しく言えるものじゃないと、逆にそうなつてきます。したがつて、私はね、もう一回整理して申し上げますが、この大綱水準の達成をするといふことはどういふことなのか、これをもう一回わかりやすく、我々が目標としていふことなんだと、しかも現在日本の防衛力というものはどこら辺の水準にあるのか、どういふ点をあと追加しなければならぬのか、そういう点も含めて、局長、わかりやすくもう一回お願いします。

○政府委員(西廣整雄君) 今大変多くの御質問がありましたので十分お答えできるかどうかわかりませんが、まず大綱策定当時、五十一年当時でござい

ますが、量的に私どもはほぼかなりのところまで来ておると、しかし質的な問題がいろいろあるというふうに申し上げました。例えば二、三の例で申し上げますと、陸上自衛隊十八万、十三個師団体制というものは既にでき上がつてお

った。大綱も同じような体制でいきたいということで現在もまだ動いておりません。

一方、海上自衛隊で言いますと、当時ディビカルなものについて言えば固定翼対潜機というものは百二十六機を海上自衛隊が持つてお

つたわけでありましたが、一方、質的な問題としては、当時の周辺諸国の潜水艦というものがいわゆる電池式の在来型潜水艦から逐次原潜に変わつてつ

つた。それが非常に顕著になりつたわけでした。したがつて、従来のように、相手が浮上した際レーダーで発見をし、これを攻撃するといふことが困難な状況になりつたわけ

でした。したがつて、これを水中搜索可能な航空機に変えなくちゃいけないといふことで、我々はP3Cと同程度のものを念頭に置いて、それで何機必要だろうかといふこと

で、百機という数字を定めたわけでありま

す。したがつて、百二十六機という当時持つてお

つた航空機より少ない数、百機に質的転換を図りつ

つ量

は減らすという形で大綱の別表というものを定め

たわけでありま

す。最後に申し上げたいのは、大綱水準、先ほど申し上げたように、相対的な面があることは否めな

いわけでありま

すが、ただ私が申し上げたいのは、限定的小規模侵略事態といふものは、我が国

に対して起こり得る事態としてはい

わば最も小さい

いような事態であります。したがつて、それに

対して十分

な自力対抗能力がないといふことでは、何

とも防衛の任に当たる者としては心もとないとい

うものでありま

す。これについて

は、やはりそ

の水準といふものはぜひ早期に達成させていた

だきたい。もち

ろん、我が国に

実際に侵略が

行われ

るといふこと

になれば、決

して小規模侵

略攻撃事態

以上のも

のが絶対起

きないとい

ふことはござ

いませぬ。そ

ういったも

の十分起り得る可能性

はある。しか

し、それらに

ついては日米安保体制

というものと相

まって何と

か対抗するとい

ふこと

であります

が、少なくとも我が国自体で対応し得るものとして、小規模限定事態とい

つたような低

レベルのものについては、自力で対応できるもの

の

第一

内閣委員会

議録第四号

昭和六十二年九月三日

【参議院】

○**峯山昭範君** それではもう一点、白書の問題で、今の大綱のところに付いてこれはお伺いしておきたいのでありますが、今回の白書の中で、大臣は先ほど頭を振っておられましたけれども、別表の内容の修正の問題のところですね。これはわざわざ二項目を設けてある。去年まではそんな設けてないんですね。これはどういうことなんですか。

○**政府委員(西廣整輝君)** ちよつと私、白書の編集等やっておりますので十分お答えできるかどうかわかりませんが、もともと白書というのは、過去一年間に国会等で御議論になったこと、あるいは政府としていろんな施策をした、そういうことを御紹介するのが中心になっておると思ひます。で、御承知のように別表なり大綱の改正問題というのは一昨年来かなり御議論になって、昨年の白書にも国会の議論の経過等が盛り込まれたのではないかと思ひます。そしてまた、今年度の白書につきましても、同様の議論がこの一年間いろいろございましたので、余り方々で大綱問題というところを取り上げるといふものもいかなものかということ、ことしはまたまた大綱ができて十年たつておる時期であるというように、大綱について恐らく特集的にまとめられたものではないかというように理解をいたしております。

○**峯山昭範君** ですから、局長じゃなくて専門の局長、別表というのは私たちが簡単に修正できるものであるなんて思つてないんです。去年の白書の中にも、修正する場合は国防会議なり安全保障会議の承認を経て、それで閣議でちゃんと決めて決めることある。それだけ大事なものですよ。それがこの白書の中では、別表等の内容の修正というのは、これは二通りの修正の仕方を書いておられますが、それなりにできるように書いてあるわけですよ。

これは担当の局長いらつしやうなかつたら、お見えになるまでちよつともう一つ西廣さんに、そ

の中の、「将来、科学技術等の進歩に伴ひ装備体系等が変化するようなことがあれば」という、装備体系が変化する——装備がどんどん更新されていふものになつていくというのわかるんです。例えばF4からF15になつて装備がだんだんよくなつていくという意味はわかるんですが、装備体系が変わるといふのはこれはどういう意味なんですか。

○**政府委員(西廣整輝君)** 装備体系の変わり方にも大小さまざまあるいは性格的にもさまざまあるうと思ひますが、大変典型的な例で申し上げますと、仮に防空というものの装備体系を考えますと、現在の防空装備体系というのは広い地域といひますか、全般防空についてはまずレーダーサイトが敵を発見すると、そしてその情報を受けて戦闘機が飛び立つて、レーダーサイトの誘導によつて要撃をするということ、おおむね全般をカバーをします。そして、特に重要な地域、政経中樞であるとか交通の要衝であるとか、そういう地域については、さらにそれにミサイルの網をかぶせるといふのが一つの装備体系になつておると思ひます。仮に今後ミサイル、精密誘導兵器というやうなものがどんどん発達をしていくということ、航空機にかわり得るやうな敵味方の識別なりあるいはより長い行動半径を持ち得るというやうなことになるれば、全般的に有人機というものがなくなつていつて、誘導弾部隊というものが非常にふえていくといふやうなことが、非常に極端な例かも知れませんが、あり得るのではないかとこのように考へております。

○**峯山昭範君** したがつて、その次の、今の問題はそれで結構ですが、内容の修正ですね、別表はどのようなことなのか。これはそんなに簡単に陸海空の枠をばんと外してそれで一本にしたり、そういうふうな変更が簡単にできるのかどうか。

○**政府委員(西廣整輝君)** 今の件は若干私どもの方も関係あると思ひますので私からお答えいたしますが、例えば別表というものの改正につい

ては、先ほど申し上げたやうな装備体系の大きな変化といふものに伴つて変わる場合もあると思ひますが、場合によつては防衛力の質なり量、そういうものが全く変化しなくても変わり得る場合もあるという例で申し上げたいと思ひますが、例えば現在対空誘導弾部隊といふのは、低空域といひますか、ホーク部隊は陸上自衛隊が管理し運用してあります。一方、ナイキあるいはペトリオットという部隊は航空自衛隊が管理し運用してあります。しかし、これはあくまで現在の体制でございます。仮に陸上自衛隊がもう少し防空全般について任務を負つてもいいのではないかと、それがより合理的な姿であるといふことになつて、部隊そのものはふやす必要はない、あるいは装備も変える必要はない、しかし、陸上自衛隊と航空自衛隊の間の任務の境を少し変更したらどうだといふ場合が起きたとしますと、その場合には、当然のことながら、大綱別表あるいは本文の陸海空自衛隊の態勢といふところに書いてある文章は変えざるを得ないといふことにならうと思ひます。つまり、防衛力といふものが質的、量的に全く変動がない場合でも、別表なり本文の陸海空の自衛隊の態勢といふものの文章を変えなくちゃいけない、修正しなくちゃいけないという事態もあらうといふことで、御説明になったかどうか若干疑問がございますけれども、御説明にかえさせていただきます。

○**峯山昭範君** そうしますと、私たちは少なくともこれは大臣、大綱の別表といふものは非常に大事に考へてきたと思ふんです。少なくとも大綱水準の達成という問題については、いろんな国会の論争やいろんな大臣の御答弁もございます。やうに、大まかに言いますと、やつぱり別表の達成と云うことが水準の達成といふこととすといふ御答弁がござります。やうに、そういうやうな意味で非常に大事に考へてきておられるわけです。今でもそうですが、

それが、要するにそういうやうな意味で変更できるといふことになると、我々の目標がころつと

変わつちやうなわけです。それではやつぱり困るわけでありまして、そういうふうに変更する場合でも変更のルールといふのはある程度きちつとしておかないと困るわけです。しかも、白書の中で、私たちは、こういうやうな変更ができるんといふのを見て、去年の白書の中では確かに注書きの、いわゆる意味はこういふこととすといふやうな書き方しかしてなかつたわけです。ところが、ことしの白書は明らかに別表の中身の修正が二通りできるということ、きちつと項目を挙げて書いておられるわけですね。そうすると、私たちとしては別表の持つ重みといふものの、その修正のあり方といふもの、これはどうなんだと、しかも大綱達成という問題、こういうやうな問題と絡め合せて非常に大事に考へておられるわけです。

そこで、これは大臣に、この問題についての最後になります。これはやつぱり手続はどういふふうにするかといふことや、それからこの大綱のいわゆる水準達成といふ場合には、大まかに言えやつぱり別表といふものを厳守するんだ、この目標はこのとおりなんだといふやうな、もちろん大まかに言つてです。やういふやうな方向でいかどうか、あわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○**政府委員(西廣整輝君)** 手続等の問題もござりますので、私の方から先にお答え申し上げます。まず、大綱、別表の変更等の話でござります。一昨年来いろいろ御議論ありました。しかし、私も終始お答え申し上げておるやうに、我々としては現状で全くそういうもの、別表を含めて修正の意図はございません。なお、現在、防衛力整備につきましては五カ年計画といふものができておまして、それ以外に政府として決められた防衛力整備計画といふものはないわけでございます。その間を通じて別表の修正を必要とする防衛力整備はないわけでございます。ただ、やや学術的な論争に近いやうな話でござりますが、大綱の性格がどうであるか、理論

的にどうであるかという御議論が今までたびたびございました。ある意味では私もそういつたことにお答えはいたしておりましたけれども、もうその種學術論争みたいなものは打ち切りにもしたいということで、今回も大綱十年という事で整理をさせていただいたわけでありますけれども、今後私も今後は現在の五カ年計画期間中その種のことを全く考えておりませんので、そういう点ははないというように考えております。

また、手続でございしますが、当然のことながら、大綱の別表等をいじることとは、その前に、防衛力整備で何をどうしようとするか、いかにいかに十分議論をされることになると思います。それは、当然のことながら、防衛庁なり関係省庁で議論をされ、それが安全保障会議の場で議論をされ、かつ閣議で御決定いただくというようになります。それに、そのどうしようもなくちやいけい防衛力整備というものと大綱なり大綱別表というものが、その段階で十分にらみ合わされましてどうしても必要であるということになれば、安全保障会議、閣議の議を経て修正の手続がとられるというふうに考えております。

○國務大臣(栗原祐幸君) 今政府委員から述べたところで大体尽きていと思えますけれども、今までの国会で防衛計画の大綱とは何ぞや、別表とは何ぞや、これがもう修正は絶対にできないのかできるのか、そういう論争になりますと、いやこれをぎっちり変えろとか変えないとかいうことは言えませんが、これは非常に細かい議論がありましてね。そういう細かい議論を防衛白書の今までの性格から書いたというふうに私は認識しております。

そこで、現実問題では、今政府委員からも言いましたが、私自体も、この大綱の水準あるいは別表、これは大綱と別表とは一体である、そういう意味合いでこれは重く扱わなきゃならぬ。ただし、先ほどから言っているように、質的な変化等いろいろございますから、それはそれなりに応じていかなきゃならぬ、こういうこととございま

す。

○政府委員(依田智治君) 先生、先ほど今の政府委員出席の問題をめぐって調整がございまして、ちよっと別室に席を外しておりました失礼をいたしました。

私の方は、これは大綱、別表等の専門家じゃございませぬが、この白書を編集した責任者でございまして、そういう意味でちよっとここへことし詳しく書いた経過を申し上げます。

去年の白書で御承知のように、ほんのちよっとこう書いてあった点につきまして、その後、新聞論調を初め国会等でも大きくこの問題取り上げられまして、非常に議論を呼んだわけでございします。そういうことで、私どもとしては、この部分については、ことしの場合には、この前の委員会でも申し上げましたように、やはり大綱ができて十年、しかも昨年来委員会等で非常にこの点については御関心が高い、そうすれば、この点についての基本的な議論を踏まえながら基本的な考えを整理してわかりやすく載せるということが編集上国民の理解を得るために極めて重要なことではないか、そういうことでここに詳しく編集させていただきます。

○山田昭範君 まあ詳しく国会の論争を踏まえてとおっしゃっておりますが、やっぱり別表の修正というのは非常に大事だと、本当に、先ほど大臣からも答弁がございましたが、慎重にやらないといけないし、また手続等も大変だ、原則的にはその簡単に修正するようなものじゃない、そういうふうには私は思っております。

そこで、質疑を交えまして中期防の問題についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、この例の防衛改革委員会の洋上防空体制研究会というのがありますね。ここで例の洋上防空の問題について今いろいろと検討しているらしいんですが、もう結論は出たんですか。

〔委員長退席、理事岩本政光君着席〕
○政府委員(西廣整編君) この洋上防空体制研究会

会と申しますのは、すぐに何か新しい行政的な措置をとるというためのものではございませぬで、御承知のように、昨今、洋上における空からの脅威というものが非常に高まりつつあるという状況に対応するために、どういった問題が生じているか、対応策としてはどういったことがあり得るかというのを部内で勉強しようという会でございします。ただ、若干年度の仕事あるいは五カ年計画の遂行と関係があるとしたせば、洋上防空と関連いたしまして二つの問題がございします。

一つは、従来から整備を続けておりますDDG、つまり対空ミサイル搭載護衛艦、この艦艇に積み対空ミサイルについてより近代化を図らなくちゃいけないのではないかとこの着意で、五カ年計画におきましてそれなりの経費が枠組みとして計上されております。さらに、閣議決定の本文でも洋上防空ということに着意しながら、この艦艇搭載のミサイルの近代化についてよく研究をし、しかるべき措置をとりなさいと書いてございします。その点については、洋上防空という観点も含めて、ミサイルそのものをいかにすべきかということについて勉強をいたしております。

もう一点、OTHレーダーについてその有用性を研究し、その研究成果次第によつてはしかるべき措置をとるということが同じく中期計画で決められておるわけでございしますが、このOTHレーダーも洋上防空のためだけのものではございませぬけれども、洋上防空と極めて深いかわりも持つておるものでございします。そういう点からも、OTHレーダーの有用性等に関連して、洋上防空的な視野からも検討は続けております。その二点につきましては、この五カ年計画の中に措置すべきもろもろの整備と関連のあるものという認識で検討いたしております。

なお、先般、新聞等に洋上防空研究が一つの段落がいて中間報告がなされたというように書かれておりますが、これは、この研究会そのものの、実は座長を私がいたしております。我が研究会で、正規のメンバーに各幕の部長等が入ってやっ

ておるわけでございしますが、実質的に私も毎日そういう研究はできませんので、さらに係の担当者クラスに仕事を落としていろいろ勉強させております。そういったものがいわゆる座長である私が開く研究会で一回勉強会を行ったという意味で、特に研究会として何かをまとめたということとはございませぬ。

○山田昭範君 これはまず、いろいろとお伺いしたいことがたくさんあるわけですから、

〔理事岩本政光君退席、委員長着席〕
この防衛改革委員会の中に洋上防空体制研究会というのがありますね。そういうことですか。

○政府委員(西廣整編君) 防衛改革委員会全般のことになりますと官房長かと思えますが、私からお答え申し上げますが、防衛改革委員会というのが早い時期に防衛庁の中にできております。これは、当初のねらいとしては、一般の行政官庁がもろもろの面で効率化、合理化を図っていくというのと同じような観点から、防衛庁、自衛隊の内部のもろもろの仕事なり組織というものを直視して、より効率化、合理化ができないかということでもそもそも発足したものであります。

一般の行政機構に近い中央の企画部門であるとかあるいは現場の修理、整備その他の部門、そういったものであればそういった視野だけでよろしゅうございしますけれども、何と申しまして自衛隊の場合は陸海空という実動部隊を持っておりまして、実動部隊について単に合理化という観点、省力化というような観点だけから見てまいりますと、防衛力そのものを大きく損なってしまうというところもありますので、そういった実動部隊に関連して何らかいような問題が起きてくるかもしれない。そのうち、そういったものについては、合理化委員会の中に別の部会といいますが研究会を設けて、あらかじめ少し勉強した方がいんじやないかということで、先ほど申し上げたような洋上防空の関係を陸上防衛態勢という関係の二つの研究会というものが発足いたしました。勉強しておるといのが実情であります。

○峯山昭範君 えらく詳しく説明しておられますけど、要するに防衛改革委員会とか洋上防空体制研究会というのは、これは法的根拠はどういう根拠で何に基づいてできたのですか、これ。

○政府委員(西廣整輝君) これは、部内の各組織がございまして、それを横断的な顔ぶれで行う非公式な勉強会ということでありまして、次官通達で設けております。

○峯山昭範君 昭和六十三年度業務計画作成に際しての長官指示というのがありますね。長官指示というのは、これは何ですか。――結構です。長官指示というのは、訓令の第十二条に基づいて、防衛庁長官の命令ですわな、これ。となつていますわ。そうでしょう。自衛隊のちゃんとした訓令に基づくいわゆる長官の命令ですわ、これ。長官の命令というのは、少なくともシベリアンコントロールの非常に大事な点にあるわけですよ。そうでしょう。私の言うているのは合つてますやう。

○政府委員(西廣整輝君) はい。

○峯山昭範君 この問題について、実は参議院の決算委員会での議員が質問しているんですよ。そうでしょう。そうしましたら、今のOTHリーダーの問題とか対空ミサイルの問題というのが長官指示でこれ第二項目と第五項目で出ておる。ところが、それに対して、研究会での検討成果を踏まえて今後検討する。本当いえば、大臣、これ逆なんですよ。大臣、何でも私こんなことを言うかという、部内の研究会ですわ、言うたら。言うたら法的根拠に基づかない、次官通達ですからそれなりにそれは意味はありましようけれども、そこで研究した成果に基づいて大臣が大臣の命令をする、こうやつたらいいんですよ。意味わかるんですよ。ところが、大臣の命令を引き受けて今度は部内の研究会で検討するというのは、これはちよつと逆な感じがするわけですよ。それはそういう意味でおっしゃったんじゃないかもしれません。逆に、それならそれで、大臣からもこういう指示がありましたので早速部内の研究会で研究を進めさせていただきます、これなら答弁わかる

んです。ちよつと違うようなニュアンスの答弁なんですすよね。だから、私は、そこら辺のところはそれなりに防衛庁の中もきちつと整備して進めていたのだと思うし、僕は、今のこの二つの問題については、これは別表の枠からはみ出しておるんじゃないかという感じもするわけです。この二点について御答弁をいただきたい。

○政府委員(依田智治君) まず私の方から。

この防衛改革委員会というのは、これは中期防の中で、「防衛力の整備、運用の両面にわたる効率化、合理化の徹底を図る」という、特に重視するという項目の中にこういう規定がございまして、これは閣議における決定でございまして、そういう閣議決定という重みを踏まえまして、私どもとしても、当初この直後の六十年十月に業務・運営自主監査委員会というものをつくり、その後六十一年に発展的解消をして、防衛改革委員会というものにしたわけでございます。その下部の中に、洋上防空体制研究会とか陸上防衛態勢研究会とか、それから業務監査の検討会等があるわけでございます。しかもこの中期防は、御承知のように、この中期防の頭で、これは防衛計画大綱の基本的枠組みのもとでこれに定める防衛力整備を行うというところが明記されておるわけでございます。私どもはそういう一連の防衛計画大綱、中期防、それで防衛改革委員会、こういう流れの中で大綱の枠の中で実施しておるという構成になっているわけでございます。

○峯山昭範君 どうも、この問題は私はこれから非常に大事な問題であると思ひますし、枠の中であるか外であるか、それはそういう議論はいろいろありましよう。けれども、私たちはどうもはみ出しておる、そういう感じが否めないわけです。

そこで、これは防衛局長さんだと思ひますが、中期防でこの間の国会からちよつと局長の発言がいろいろ変わつてきているというふうに感じておる。ところが一つあるんです。それは、六十年の何月だったですかね、中期防が発表された当時、この中期防整備計画の中にもちゃんとあるわけだ

が、この洋上防空という問題ですね、これはもと私たちがシーレーンの一部だと、こういうふうにかいておつたわけです。ところが、最近では洋上防空というのはいわゆる防空機能の一部である、こういうふうに変つてきたんじゃないかあります。

○政府委員(西廣整輝君) 実は、洋上防空という言葉が使われ出してそう長くはないと思ひますが、いわゆる防衛機能なりあるいは諸外国で使つております軍事的な言葉の中に、洋上防空という言葉は私はないんじゃないかというふうに思つておられます。つまり、私どもが洋上防空と言いますときは、まさに普通の言葉の、洋上における防空という程度の意味で使つておまして、これを我が国が持つております防衛力の中の各種の防衛機能としてとらえる場合には、それは防空機能の一部であるというふうにお答えしております。

一方、洋上におけるその防空、いわゆる洋上防空がここ数年かなりいろいろな形で国会等でも御質問があるようになり、また我々自身この問題に非常に関心を持ちました理由の最大のものは、やはり従来から申し上げておるシーレーン防衛、海上交通の保護に関連して、洋上にあります船舶の防空をどうするかという点に最も深刻な影響を与えるものとしてこの問題が浮かび上がつてきておるといふことは事実でございますので、要はこの問題が大きく取り上げられたその経過なりと、それから洋上防空というものが防衛機能の中のどういう機能に属するかという、若干別の問題を私申し上げたつもりであります。そういう意味で、変わったというふうには必ずしも思つておりませんが、そういう誤解をお与えしたとすれば大変申しわけないと思つております。

○峯山昭範君 これは非常に大事な問題でありまして、少なくとも、これは大臣にも聞いていただきたいんですが、この洋上防空という問題は、今局長は洋上防空という言葉は新しい言葉である、最近とおっしゃつてますね、それはそのとおりだと思ふんです。しかしながら、中期防の中で

は今「計画実施による能力」というところで、これはその前にずつといろいろあるんですが、中身の説明を省くために申し上げますと、そのところに大体三点についてきちつとまとめて書いています。

そのところだけを指摘いたしますが、いわゆる防空という場合には一番初めに「本土防空能力」ということで、これは従来の航空自衛隊が持っている本土防空体制というものを明確にうたつておると思ふんです。それと次の次にこのところ「海上交通の安全確保能力」いわゆるシーレーン防衛ですね、我々が日ごろから言つてきた問題です。これが前段でいわゆる「周辺数百海里、航路帯を設ける場合千海里程度の海域で、相当程度の能力が発揮できるのではないかと考えています。」というところで、「ただし」というところから「近年、洋上遠く進出できる新型爆撃機が出現したことや、対艦ミサイルの性能が進歩してきたことなどため、洋上における防空能力については、一層の向上が必要ではないかと考えています。」というように、その次が「着上陸侵襲対処能力」ですから、この洋上防空という問題は少なくともいわゆる中期防が初め出された当時にはこのシーレーン防衛の中に書かれていたのが事実だと私は思ふんです。そのほかのところにはありません。

ところが、この局長の答弁をこう、昔じゃないです、最近の答弁をずつと会議録いっぱい見ますと、洋上防空というのは、いわゆる防空機能の中の一部であるようにまず理解をいたしております。こういう答弁がいっぱい出てくるわけです。一つじゃありません。ということとは、ことしのこれは五月の初め、もうちよつと前もあるかもしれないんですが、こういうふうに見てまいりますと、これは要するに、これはいろいろな意味がありますから私質問しているわけでありまして、こういうふうになったのは一体いつ、どこで、それが決めたのかという問題があるんです。これはどういうことですか。

○政府委員(西廣整輝君) 洋上防空という言葉自身が法律用語じゃございませんので、この定義をだれが決めたとか、そういうことではございません。それは先ほど申し上げたように、洋上における防空という程度の意味から出たと思えます。

先ほど来申し上げているように、私はこの問題が非常に意識され始めたあるいは問題視され始めたというのは、海上交通の安全確保つまり洋上における船舶の防空というものが非常に経空脅威というものがふえてきて重要だと、大変な問題だという認識から出発していることについては、全く異論はないわけでありまして。しかし、このそういった経空脅威の増大ということ、つまり洋上における我が方の防空の現在持っている防空機能では対応できない洋上における問題というものが出てきたゆえん、例えば爆撃機がふえてきた、あるいは足が早くなってきた、さらにはそれらに搭載をしておるミサイルの長射程化、精度の向上といったものの影響ということを考えますと、船舶に対する影響度が最も大であるということは一つ言えますけれども、と同時に、そういった兵器体系あるいは軍事技術の進歩というものがいわゆる全般防空、先生の言われた本土防空の例えばレーダーサイトに対する攻撃といった面に対応される傾向も十分考えられ、そういった面にも大きな影響を与えるということはまた事実でありますので、私どもとしては、やはりこれはこの経空脅威の変化、増大というものの及ぼす影響というものは、決して船舶に対するものだけというようにに限らないというように思っております。

○峯山昭範君 ですから、これはだれがそういうことを決めたのか、こう言っているわけですよ。これは何でかという、もう局長は十分わかっているわけですね。要するに防空という場合、私たちはいわゆる本土の周辺空域、もつと言いますと防空識別圏、二十幾つかのレーダーサイトできちっとカバーしているこの本土のその範囲の中でのいわゆる防空だったわけです。ところが、洋上防空というふうにこれが本土防空のそっちの方に入

ってしまおうと、識別圏そのものも変えなきゃならない事態が起きる可能性がある。そういうふうな意味では、私はこれは大変なことだと。少なくとも私たちが中期防で皆さん方が説明したの中に入っている説明とは随分違うと私は思うんですけれども、そこら辺のところを一体これはだれと相談してこういふふうに決められたのか。

これは局長、私何でこんなことを言うかという、洋上防空体制研究会というのが次官通達できたらしいんですけれども、それが相当な権威を持って結局そこであることが決まっています。そこで研究したことが日本の航空自衛隊の本土防空の範囲もぐっと広げてしまおう。そのことによつて、今度は装備やそんなものがぐっと拡大される。これは非常に心配なことでありまして、我が党もやっぱり本土のいわゆる上空、何というか、はみ出したいわゆる防空ということでは余り考えてないわけなんです。そういうふうな意味では、非常に心配な事態になりつつある。そういうことを踏まえて、どういふことなのか御説明いただきたい。

○政府委員(西廣整輝君) やや御質問の趣旨がわかってきたような感じがしますが、洋上防空ということで私どもは新たな何か体制なり一つの機能というものを創設して、必要性を創設してどうこうするということまで、それを含めて言っているわけじゃございませんで、先ほど来申し上げているように、もろもろの装備というものが変わってきた、軍事技術が進んできた、そういったことによる客観的な事実認識としてどういふ問題が起きつつあるかということとを現在言っているわけでございます。例えば本土防空について、先生が今言われたように、従来のレーダーサイト等の覆域から見てもそれなりの防空識別圏というものがあつたではないか、それすら洋上防空ということで必然的に変わってしまうのではないかとというような御質問でございましたが、私は、洋上防空という言葉が出てきた、あるいはそういったものがひとり歩きを始めたから、識別圏等もおのずからそれに影響を受けて変わってくるというような性格のもの

ではないというように考えております。

もちろん、先ほど来申し上げておるように、周辺諸国の軍備の動向というものが変わり、軍事技術が変わつたことによつて、攻撃のパターンというものも変わつてくるということは十分予想されるところであります。特に我が国の本土防空というのは、先ほどの御説明でも申し上げましたが、レーダーサイトがまず発見をし、味方機を誘導していくということと、レーダーサイトに基盤を置いた防空体制であります。そこで、それに対して従来の通常弾頭のミサイル兵器では余り効果がないとされておつた陸上に対する攻撃というものが、レーダーサイトのようなピンポイントを攻撃できるということになりますと、我が方の防空態勢の最も重要部分といえますが、基盤をなしておるレーダーサイトというものの脆弱性というものが急激に浮上してくるという問題があるわけでありまして。それに対して、それじゃ従来の以上に識別圏のさらに外まで行つて相手の母機を攻撃するかと云うことになりまして、そういったことは事実問題として不可能だと思います。要はいかにしてレーダーサイト等の抗堪性を増すのか、あるいはレーダーサイトにほとんどすべてを依存しておるような防空態勢でいいのかといったようなことがこれからの研究課題になつていくと思ひますが、いずれにしても、私も洋上防空だから洋上防空だからということではない、一つの何か新しい防衛力というものが創設されるというふうには考えておりませんので、その点は御理解を賜りたいと思つております。

○峯山昭範君 それではちよつと今の逆の質問をします。

従来は、洋上防空という場合は海上自衛隊の航空機の行動空域が洋上防空、そういうふうな説明だったわけですね、従来は。そこで、航空自衛隊もこの洋上防空に参加すると、今のいろいろな答弁や今の会議録の中身を見ますとね、これはそういうことなんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 従来の洋上にあります

船舶に対する航空脅威というのは、相手方の航空機そのものがそういう洋上まで出てくるチャンスそのものは低うございましたけれども、いずれにしても、それらの航空機が船舶の直上まで来て爆撃等をするということで、船舶そのものの持つておる対空火器その他で守り得る攻撃でしか相手はとれないだろうという考え方に大体基づいて、こちらの方の対空装備もなされておつたわけでありまして。一方、先ほど来申し上げておるように、かなり長射程の、二百キロ、三百キロというような長射程のミサイルが爆撃機に搭載され、それが艦艇攻撃が十分可能な状況まで精度が上がつてきておるという状況になりますと、艦艇そのものに積んでおる対空装備、ミサイルなり火砲ではその母機に対抗することができなくなつてまいりました。したがつて、その母機がいる位置において何とか相手攻撃する方法を考えなくちゃいけない。としますと、それは海上自衛隊がある船を守るためにそういう広い前方まで出たところまでやるのか、それよりももっとも広い空域というものの防空を担当している航空自衛隊に担当させた方がより合理的かというようなことは、今後勉強すべき問題であらうというふうに考えております。

○峯山昭範君 この問題は非常に重要な問題でありますし、もう一回この次の委員会のときに質問させていただきますか、もう一点だけ伺ひしておきたいと思ひます。

これは一日の当委員会での西廣局長の答弁なんです、防衛の装備は基本的に国産であるべきだと思つていないと。私このとき聞いておりましたから正確であるかどうかはわかりませんが、新聞報道によりますと、防衛装備は基本的に国産であるべきだと思つていないというふうな意味の答弁をしていらつしやいます、この点はどうですか。

○政府委員(西廣整輝君) 必ずしもその言葉は、私はあるいはそう言ったかもしれないけれども

も、私の真意はあらわしておりませんで、私が申し上げたいのは、防衛装備というものが絶対国産であらねばならないという考え方は私はとっておりませんということであります。

○山本昭範君 これは局長、絶対なんというのは、そんなものはあるわけないですから、これは相対的なものですから。それは絶対なんというのはありませんが、基本的に、これは大綱の中にも装備というの「適切な国産化」というような問題をうたっているわけですね。白書の中にもそのことをうたっているわけですね。最近のはうたっているわけですね。これは。最近の白書はうたっておりませんが、昔の白書には、例えば先ほどの五十二年ですとね、五十一、二年ごろの白書にはその適切な国産化に配慮するとともにというように国産化の問題を非常にあちこちにうたっているんですよ。ですから、そういうふうな意味では私は国産化というのは非常な大事な問題だと思っております。ですから、僕は全部国産化でなくちやいかぬとは思っていないわけですね。しかし、本質的にはやっぱり国産化というのは非常に大事なんだと、その認識の上に立つての答弁でないか。新聞の報道を見ておきますと、基本的に国産であるべきだとは思っていないというところは、それじゃ外国のを買えということかと。今論争があるから非常にこれは関連のあることではありますが、この点をもう一回はっきりしていただきたい。

○政府委員(西廣整備君) 絶対にというののはちょっと言い過ぎかもしれません。私は、一般的に防衛装備というものは国産できるものであればした方がよいという御意見が一方にあると思っておりますが、私は必ずしも国産できるものではない。これは個人的な意見かもしれないが、そのように考えております。やはり適切な国産が必要である、国産してしかるべきものはすべきであるし、国産する必要がない、あるいはすべきでないものもあるうかというふうに考えております。いずれにしても、防衛力というものは、我が国は武器につ

いて輸出できるわけではございませんので、少量多種生産をするということはどうしても高くつくということもございします。いろいろな面を考えると、日米安保というものを基軸として考えている我が国としては、やはり国産するしないというのは何をするかしないかについて十分な検討を加えて、適切なものは国産すべきであるというように考えております。

○吉川春子君 まず最初に、三宅島の米空母艦載機夜間離着陸訓練、NLP基地建設の問題についてお伺いいたします。

防衛庁、防衛施設庁は、一日に二百七十人の機動隊をいきなり三宅島に送り込んで、力づくで観測柱を建てました。その際、お年寄りとか婦人とか、そういう人まで力づくでねじ伏せました。そのときに、七十歳のおじいさんはあごを一発なぐられて倒れ、一時気を失って担架で運ばれました。こういうようなやり方に対して、住民の怒りは一層高まっております。政府や防衛庁、防衛施設庁は何を言っても信頼できないんだと、そういう怒りに変わっております。島の自然を守りたい、自分たちの平穏な生活を守っていききたい、こういう島民の当たり前の主張に対してどうして耳を傾けないのでしょうか。幸福追求の権利ということだ。憲法で保障されているではありませんか。防衛庁は、今回のようなやり方で強行的にこの基地を建設しようとしているのか、そこが本音であるのかどうか、まず最初に私は質問したいと思っております。

○政府委員(友藤一隆君) 三宅島の艦載機着陸訓練場の建設問題についてでございますが、御案内のとおり、私も日米安保体制のもとで安全保障、我が国の安全保障を確保しておるといふ実態がございまして、これの効果的運用という点に着目しますと、艦載機パイロットの練度維持というものは大変重要でございます。現在、これにつきましては厚木において訓練を実施をいたしておるわけでございますが、御案内のとおり、大変人口稠密のところでございますし、条件も極めてよく

ないということもございします。そういった点を踏まえまして、もっと効果的に安全に訓練のできるようなところはないかということで、かねてから私も艦載機の訓練場適地を検討いたしておりました。いろいろ検討いたしました結果、現在お尋ねの三宅島が立地条件としては非常に適切であるということがございまして、いろいろ地元及び地元の自治体にもお願いをいたしておるところでございますが、なかなか御理解がいただけないという実情はそのとおりでございます。

ただ、私もいたしましてはこの施設の重要性にかんがみまして、何とか御理解をいただくようにということとで、現在まで種々村長さん等にお話もいたしてまいりました。それで、こういった計画をやっていきます上でどうしても周辺の状況等を踏まえまして、候補地の周辺の気象状況、こういったものを観測をしましめるのが必要になっておりますので、とりあえずそれをやらせていただきた。これは私もでも借り上げました土地の中で環境庁と所要の手続を行いました上で、事務的に調査を行うという性格のものでございます。本来的な飛行場の設置というような問題につきましては、先ほども申し上げましたように、地元の皆様方の御理解をできるだけいたしてやっていくという基本的な立場には変わりございませんが、そういった地元の皆様の御懸念とか御質問等にもいろいろお答えしてまいります上からも、候補地の状況等について調査をいたしていく必要もございしますし、どういうような形で滑走路が可能なのかと、こういったことも調査をしていく必要がございしますので、私も今般の調査工事をお願いをしておったところでございます。

それで、長くなりますが、七月十五日に気象観測柱三本の建設を着手いたしました。うち一本は予定地に住民の反対派の方が座り込みをされまして工事が実施できませんでしたので、私もまたしてはできるだけ平穏に事を運ぶという基本方針に基づきまして、工事をしばらく見合わせておったのでございます。さらに、七月末になりまし

て、東京都の仲介によりまして、ちょうど観光シーズンに入りましたこともございまして、八月末までの観光シーズン中は工事を見合わせ、平穏に工事が行えるように村当局とお話し合いを続けるということとで、今日までお話し合いを持ってまいったわけでございますが、残念ながら話し合い平行線に終わりました。御理解がいただけないで進めていく必要もございします。休止期間を終了いたしました九月一日朝から工事を再開をさせていただきます。

当日、反対派の住民の方によりまして道路交通が実力で阻止されました。さらには当庁の建設予定の管理地が占拠されるというような妨害行為等もございしましたために、警備をお願いしております。また警察の方で整理をされまして、九月一日夕方から工事を開始し、同日夜半終了したというところでございます。ただ、その過程におきまして、今お話がありましたような地元住民との間の混乱というようなものもございしましたことは、まことに残念に存じておる次第でございます。

○吉川春子君 大臣にお伺いしたいと思っております。私、テレビで見えておりました、お年寄り、特に女の方が圧倒的に多かった。そういうところへあの大量の機動隊が踏み込んで排除するということがいかにものかと思ひます。また大変この三宅島というのは自然の宝庫で野鳥がいると。そしてまた、火山や地震の観測に重要な場所である。そしてまた観光地である。そういうところにある艦載機が夜間日常的に訓練する飛行場であれば、観光も成り立たなくなるし、そうしますと島の人たちの生活も成り立たなくなる。これはイデオロギーを超えて、自分の暮らしを守っていききたい、今住んでおられるところにやっぱりちゃんと住みたいし、そのためには平穏な平和な環境を守りたいというのは、島民の当然の要求じゃないかと思ひます。そして、ここまで来ますと島民の反対の意思というのははっきりしたと思ひますね、今までの経過を見ても。それでもなおかつ島

するんですか。

○政府委員(鈴木果君) この種の建設工事を実施した場合は、まず調査をいたします。これは予定地につきましては、どのようなものが設置可能かという調査をいたします。これを昭和六十二年に実施する予定であるということでございます。その間、米側の希望等を聴取いたしまして、基本的な構造、規模というものを決めまして、それに基づきまして基本設計というものをするわけでございます。昭和六十三年にございましては、この基本設計の予算をお願いしているわけでございまして、これからそういう基本的なことを決めていくという段階だということでございます。

○吉川春子君 基本設計が完成するのはいつなんですか。

○政府委員(鈴木果君) 昭和六十三年の計画でございまして、今これがいつというのを正確に申し上げることは難しいでございますけれども、昭和六十三年度末、昭和六十四年の三月までに実施をするということになるかと思っております。

○吉川春子君 そうすると、米側が防衛庁に言ってきたのは、病院が老朽化しているからこれを新しくするんだ、そういうことだけなんですか。

○政府委員(鈴木果君) 私どもが米側から聴取をしておりますところは、先ほど申し上げましたように、既存の病院建物が老朽化しているということ、また病院の規模そのものが米側の必要な基準を満たしていないという、この二つの点を聞いております。

○吉川春子君 この病院の計画は、日本の思いやり予算と、それからアメリカの軍事予算とを合わせて行われるというふう聞いていますが、その点は間違いないですか。

○政府委員(鈴木果君) 今御指摘のようなことは考えておりません。提供施設整備の予算で建物、工作物をつくって提供するというところでござい

○吉川春子君 そうすると、アメリカが古くなっ

た病院を建てかえなきゃならない、その建てかえる病院の予算はすべて日本がいわゆる思いやり予算で持つ、こういうことですか。

○政府委員(鈴木果君) 提供施設整備の予算で日本側が提供するものは施設、区域として、地位協定の二条によりまして提供する建物、工作物という範疇に含むものでございます。したがって、その中を米側がどのように運用するかということ、また別の問題かと思っております。

○吉川春子君 そうしますと、日本がその建物の枠というか、上物をつくり出すと、その中に米軍が何らかの別の施設を独自につくるということはあり得るわけですね。

○政府委員(鈴木果君) 一般論としまして、建物の中に備えます備品、つまり動産のたぐい、これは当然のことながら米側が独自に措置するものでございまして。あるいはまた、日本側で提供した建物に米側が何か付加的な工事をするかどうか、これは理論的にはそういうこともあり得るかと思っております。

○吉川春子君 理論的にはそういうこともあり得るわけですね。

○政府委員(鈴木果君) それでは、今お配りしました資料はアメリカの議会の議事録を共産党で一部翻訳したものなんです。この分厚い議事録の九百九十九ページと千ページに載っているものを拡大コピーして翻訳したものを皆さんあるいは大臣にお渡ししてあります。

○吉川春子君 八八年度の軍事建設計画の予算書が現在アメリカの議会で審議されています。これは日本の国会図書館に入っている軍事建設計画なんですから、今私が質問しております三沢の米軍病院のことが載っています。防衛庁は当然このことを御存じだと思えますけれども、どういう計画になっているのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(鈴木果君) 実は、この資料、きょう初めて拝見したわけでございます。米側が独自にどのような計画を立てているかということ、事前

○吉川春子君 知り得る立場にございせんでした。

○吉川春子君 この資料は確かに今お渡ししたわけですから、今ごらんになったと思えますよ。しかし、これは国会図書館にあって、一般の国民が既に十分目を通し得る、そういう状態に置かれて

○政府委員(鈴木果君) 米軍が三沢飛行場におきまして総合医療施設の建設を希望しているということ、これは承知していただいております。

○吉川春子君 総合医療施設という、それは病院なんですか。

○政府委員(鈴木果君) 病院でございます。

○吉川春子君 どういう病院なのかということ、は、当然、簡単にではあっても説明を受けていたわけでしょう。

○政府委員(鈴木果君) 先ほど来御答弁しておりますように、六十三年度において基本設計を実施するということでございます。この病院の建物の構造、規模というものはこれから決めていくというものでございます。

○吉川春子君 設計にもう入っていて、この資料を見てもわかりますけれども、この二枚目をめくっていただきますと、一番最後に12、「補助データ」というところがあります。設計の開始が八

○政府委員(鈴木果君) 今御指摘の八六年四月ありは八七年十二月という時期については、私ども何も承知しておりません。いずれにいたしましても、日本側でこの病院施設を建設する前提として、基本的な設計の予算を昭和六十三年度でお願いしているということでございます。この日付は私どもの計画とはまた別のものであろうかと思えます。

○吉川春子君 では、あなたが米軍が三沢基地に

医療施設をつくるというのを知ったのはいつなんですか。

○政府委員(鈴木果君) 昭和六十三年の予算要求を検討する段階において、正確には記憶しておりませんけれども、ことしの四月ごろ、米側の方でこういう希望があるということは聞いておりました。

○吉川春子君 ことしの四月ごろですか。間違いないですか。もっと前に発表しているでしょう。

○政府委員(鈴木果君) 失礼いたしました。この事案につきましては、事務的な調査をやっておるということ、先ほど申し上げました。この話が最初に米側から出されましたのは昭和六十

○吉川春子君 六十一年。

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

○政府委員(鈴木果君) はい。

○吉川春子君 昭和六十一年にこういうものをつく

ほど来申し上げておりますように、まだこの構造、規模等について具体的なことは承知しておりません。

○吉川春子君 大規模な病院が建てられると、例がないんだと今おっしゃったでしょう。大規模な病院だという説明が米軍からあったわけでしょう。

今お配りしました資料には大変重要なことが書かれています。その一つは、一枚目の11、「必要条件」というところに「プロジェクト」があり、この要求は米軍がJFIP「これは思いやり予算のことなんです、思いやり予算」による、現在の標準以下の施設にかわる新しい総合医療施設の建設をおこなえるようにする関連予算で、「云々」というふうに書いてあります。そして、その上の10の「提案の建設の説明」の中に、「軍事建設関連予算が必要理由は、このプロジェクトのなかで日本政府が資金を出さない部分がいづつかあるからである。」、こういうふうに書いてあるわけですね。つまり、思いやり予算だけじゃなく、日本の政府が思いやり予算を出さない部分については米軍の負担になる。両方の思いやり予算と米軍の負担と合わせて建設されるというところがここには書いてあります。

それから、次に重要なことは、この病院が化学戦、つまり化学兵器による戦争、さらには細菌戦、細菌兵器による戦争用の医療施設であるということが明確に書かれています。その下ですけれども、この翻訳した方ですが、「この関連予算要求は、化学戦／細菌戦（CW／BW）、受動的な低地用防護設備むけであり、施設のすべての通信設備と施設運用教範をふくむ。」と、こういうふうに書かれています。こういう病院の中身、病院の性格というのはこういう病院だということがアメリカの公的な文書に書かれています。書かれていますというところは認めになりますね。

○政府委員（鈴木果君） 今いただいた、配付された資料の中にそのような記述があることは確認しております。

○吉川春子君 これ、アメリカの議会の議事録です。

そうしますと、こういう病院がまさに三沢に建てられようとしてしている、これは重大なことじゃありませんか。

○政府委員（鈴木果君） 先ほど御答弁しましたように、米側の要望は、現在の既存の病院施設が老朽化していること、また米側の基準を満たさない状況にあるということで、新しい施設を要望しているということでございます。

○吉川春子君 これはアメリカの議会の公式な議事録であるということが一つですね。それから、既に一般の国民の目にも触れるような状態に置かれていて、このようにわけです。だから、その担当部署である防衛庁が知らないなんて、そんなうそが国会で通りますか。うそと言って悪ければ、こういうものが既にあるんだから、それを知らないというんじや意図的じゃないですか。

○政府委員（鈴木果君） この配付された資料につきまして知らなかったことは事実でございます。ただ、米側が三沢飛行場におきまして病院施設を日本側の経費負担で建設してほしいという要望があることは、以前から承知しておいたわけでございます。

○吉川春子君 ですから、病院の建設そのものも問題ですけれども、その中身が問題なんですよね。

そうしますと、あなたは、これはアメリカの議会の議事録とお認めにならないんですか。私たちのコピーしたものは、それを議事録とお認めにならないわけですか。

○政府委員（鈴木果君） 先ほど申し上げましたように、ただいま配付されましたこの資料につきまして、私もとしましてやかく申し上げているわけ

ではございません。この資料の中に御指摘のような記述があるということもそのとおりでございます。

○吉川春子君 そうしますと、アメリカの議会の議事録の中にそういう記述があるということをお認めになるんだらば、じゃ大変な記述があるじゃないですか。どうしますか。

○政府委員（鈴木果君） 提供施設整備で病院の施設を提供する場合、これは昭和六十三年度は、先ほどから御答弁申し上げておりますように、基本設計に係る経費をお願いしているわけで、具体的な建設というところになるとまだ先の話になるわけでございますけれども、日本政府は地位協定に基づきまして、建物、工作物を建設して提供するということになるわけでございます。

○吉川春子君 じゃこれお渡ししますので、その記述が真実かどうかちよつと今見てください。そしてここに書いてあることを確認してください。コピーじゃ信用できないければ、しおりが挟んでありますからすぐ開くはずですよ。

○政府委員（友藤一隆君） 私どもの提供したしておりますのは施設でございます。施設の運用そのものは米側が実施をしておるということでございます。これはもう基本的にはそういう形になっておるわけでございます。その辺は御理解をいただけたらと思うわけでございます。ただ、今御説明のありましたいろいろな施設があるではないかと、予定がそういうものがあるではないかという御質問でございますが、これは軍の病院でございますし、軍としての一般的な米側の規格というふうなものもあるわけでございますので、そういう規格に従って米側がいろいろ計画を立てておるということについては、特にそれが日本側にとって具体的に公益に反するとか、そういうようなことではない限り、私もそれは安条条約の遂行上当然のことであるというふうに考えております。

○吉川春子君 それは確かに米議会の議事録だつたということはおわかりになりましたか。その中に細菌とか化学兵器の戦争に向けての施設だ、

それから「爆風」ということもありますね。「主施設」、資料の上から丸で囲った五つ目ぐらいのところに「主施設」というのがありますけれども、その最初に「爆風」とあるんですよ。「細菌戦／化学戦防護施設」「爆風」と、これ恐らく核ではないかというふうにも思われますけれども、こういう記述がアメリカの公式な議会の議事録にあるということは認めになりますね。

○政府委員（鈴木果君） 今拝借しました記述の中に御指摘のような記述があることは確認できます。ただ、「爆風」というのが何を示すのかというところはつまびらかではございません。

○吉川春子君 施設庁長官の今の御答弁はその米軍の一般的な病院の、何というんですか、中身に從って米軍がいろいろ計画を立てていると、だからいろいろなものも含まれてもよいような御発言でしたけれども、これは例えば細菌戦とか化学戦とかそういうものに關する病院だと、言ってみれば野戦病院だ。そういうような場合でもそれはアメリカが勝手に計画しているんだからということでお認めになりますか。

○政府委員（友藤一隆君） これはこういう病院の施設が仮に存在するからといって、ここで細菌戦争を始めるとか、そういうことを意味することではございませんで、一般的な施設、どういうふうなことは運用されるのか、これは米側の方のことでございますのでその辺私どもつまびらかにするところではございませんけれども、いずれにしろ安条条約の範囲内でこういう施設の運用というものもおやりになるということでございますので、その辺は御懸念に及ばないものと考えております。

○吉川春子君 そうですか。そうしますと化学戦争とか細菌戦争があるんだと、あり得るんだというところをお認めになりますか。

○政府委員（友藤一隆君） これはあり得るとかあり得ないとかいう問題ではございませんで、米側のこういう病院についての一般的な規格というものもあると思ひますし、こういった運用そのもの

のは当然のことながら安保条約の諸規定に基づいて運用されるわけでございますので、公益上我が国に支障を来すような結果にはならないというふうに私ども承知をいたしております。

○吉川春子君 ともでもない御答弁ですね。だって、細菌戦とか化学戦、そういうものが日本の公益に反しないのだと、それは安保の枠内なんだと、こういうことはもう絶対に許されないと、思うんです。

ここでずっとお聞きいただいていた長官に伺いたいんですが、化学兵器とか細菌兵器がどんなに悲惨なものであるかということは、私たちは幾つかの歴史的な事件として体験しております。ドイツ、ヒトラーのガス室で大量のユダヤ人を殺害したという問題とか、あるいはドイツと言わなくても、日本でも七三一部隊、石井部隊が細菌研究をやって、研究と言っているんでしょか、「悪魔の飽食」という本に書かれていますけれども、そういうこともやってきた。そして一番近い例ではベトナム戦争を私は思い出します。ここに中村裕郎さんという方の「母は枯葉剤を浴びた」と、こういう本がありますけれども、アメリカはベトナムの農業をだめにするために十年間にわたって枯葉剤をまきつけてきたわけです。そのために農業ももちろんだめになり自然も破壊されて、戦争が終わってから何年たっても奇形児がたふさん生まれて、私たちはベトナムやドクチャンの痛ましい姿を日本でも見たわけです。こういうような化学戦、細菌戦、こういうものを認めるような今の答弁というのは私は絶対納得できないし、大臣のお立場からこういう細菌戦とか化学戦を認めるのかどうか、御意見を伺いたいと思えます。

○政府委員(友藤一隆君) 何か私の答弁が使用を認めるのかのごとき御発言でございますが、私はそういうことを申し上げているのではなくて、治療施設としてそういうものが存在するということは仮にありましたとしても、それは軍の病院でございまして、一定の規格でそういうものが存在する

というところは、我が国が安保条約を遂行する上で、特に治療施設として存在するということは支障がないのではないかと、このことではございます。

○吉川春子君 だから、問題なんです。私は、とにかく一般論でいいですから、大臣のお考えを伺いたいです。細菌戦、化学戦、こういうものはもうやっぱり絶対にやっちゃいけないし、日本の法律にもありますでしょう。その点はどうですか。

○政府委員(西廣整輝君) 細菌戦、化学戦の話がいろいろ出てまいりましたけれども、現実にはソ連が例えば化学戦部隊というものを大増強しているという事実関係ははっきりしておるわけでありまして。我々としては、例えば自衛隊の場合は細菌戦、化学戦というものは禁じられておるからそういうことはなされないだろうということ、そういう対応策はとっておりませんけれども、アメリカがソ連のそういう状況を見て、自分たちの外に配備をしておる部隊あるいは病院等について、それらに対してどういう防護措置をとるかというところはアメリカ自身の問題でありまして、アメリカが例えば三沢の病院で細菌戦なり化学戦の研究をするわけじゃございませんので、そういう對抗手段をとることについて私どもとしてとか言うべき筋合いのものではないというように考えております。

○吉川春子君 ソ連がやるからアメリカもやる、アメリカがやるから日本はその基地を提供すると、そういうような答弁は私はもう絶対に認められません。アメリカの国防総省がことしの一月五日発表しました米空軍三沢基地につくられるという化学兵器防護施設、これは新聞でかなり報道されましたけれども、同施設は三沢基地に生物化学兵器の攻撃から基地施設、兵員を防護する洗浄と空気浄化装置、または同基地から出撃するF16が生物化学兵器で汚染された空域を飛行し、帰還した際の洗浄、浄化装置がつくられようとしているんです。今回の病院計画とあわせてみても、三沢の米軍基地はアメリカの生物化学戦の最前線の

重要な基地になろうとしているんですね。こういうことになれば日本がいつ戦争に巻き込まれるかわからなくなると、こういう大変重要な問題で、第一、生物化学兵器、そういうものをきっぱりと否定なさらない。これはどういうことなんですか、防衛庁。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほども申し上げたように、私どもはその種の兵器を持つべきでないというところで、自衛隊自身御承知のように全くそういうものは持つわけじゃございませんが、現にアメリカがソ連のそういう化学戦をやる能力等が上がったことに対してみずから守るために防護しようという措置、例えばそれぞれの司令部なり施設の規格をそういうものを守り得るものにしたと思うことについて、あなたはよその国がたまためその種攻撃方法を持つておいても守らなくてもいいじゃないかというように私の方から言う立場にないということ、先ほどから申し上げているわけでありまして。

○吉川春子君 そうしますと、そういう細菌、化学戦、あるいは核かもしれないけれども、そういうものから汚染された兵士やあるいは飛行機、そういうものを洗浄する装置や病院をつくる、それに日本の税金を出してやる、思いやり予算という名前で、そういうことを認めようと言っているんですか。

○政府委員(友藤一隆君) これは現実には患者が発生するとかそういうようなことばかりでございまして、軍の病院でございまして、やはりそういうための仮に施設が必要だとしても、それは抑止力として機能するという面もございまして。その辺、全体的な判断は、アメリカ側の方で日本防衛上そういう抑止力をここに置いておくという意味合いからも、理解できるのではないかと、思うのでございます。

○吉川春子君 私、大臣の御答弁を伺いたいで、すけれども、こういう生物化学兵器を認めるのか、そしてそういう病院が日本につくられるということを日本の政府は容認できるのか、その点い

かがですか。

○国務大臣(栗原祐幸君) こういう化学兵器なんか使おうべきでない、それは我々の立場ですよ。ただし、今言ったように、化学兵器を使うような国もあるわけですね。それにアメリカがどうするかという点については、先ほど来政府委員が述べたように、アメリカがそういうことに対応している。何に対応するとかいうか、病院の中の一つの施設としていろいろ考えるということまで、こちらの方でけしかるけしかるということ、言うべきじゃないと思います。

○吉川春子君 生物化学兵器を使うような国があると、おっしゃいました。アメリカですよ。アメリカはもう既にベトナム戦争であれだけ大量に使ったでしょう。そういうことをまたアメリカはやるかもしれない。三沢の米軍のそういう病院をアメリカの基地の中につくろうとしている。その基地の中につくられるという野戦病院に類するような病院に対して思いやり予算で日本の税金を出してあげる、こういうことは本場に屈辱的じゃないですか。私は安保の姿もここにありと思うけれども、本場に日本の国民の安全とかいうか、そういうものを犠牲にして大変危険な状態に持っていくとする、こういうことが今なかなか聞いてもはつきり最初はお答えいただけませんでしたけれども、ひそかに着実に進めようとしている。私はもうこういうことは絶対に許されないと、とんでもないということ、これを指摘して質問を終わりたいと思います。

○委員長(名尾良孝君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

九月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、元従軍看護婦に対する慰労給付金に関する請願(第一二八七号)(第一二八八号)(第一二八九号)(第一三三〇号)
一、旧海軍特務士官、准士官の恩給格付は正に

110

第一二八七号 昭和六十二年八月二十一日受理
元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 広島県福山市藤江町松尾一、三

紹介議員 久保田真苗君
の請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

元從軍看護婦に對する慰勞給付金に關する請願
請願者 千葉県山武郡成東町小松七四三

伊藤ふく 外八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一三六七号 昭和六十二年八月二十四日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷一ノ五ノ一八

佐々木ヨツ 外八十名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一三七二号 昭和六十二年八月二十四日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾二ノ五ノ二 中

野シヅカ 外八名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一三七三三号 昭和六十二年八月二十四日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台一ノ一〇ノ一

六日野出浪子 外九十六名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一四一一号 昭和六十二年八月二十五日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 茨城県猿島郡五霞村新幸合一六四

ノ二 山本由喜 外八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一四五七号 昭和六十二年八月二十五日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 奈良県五條市野原町二、九二八

岸場君子 外十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一四六二二号 昭和六十二年八月二十五日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(二通)

請願者 大分市南春日町四ノ三三 財団法人

大分県連合会連合会会長 安部益

雄 外二十九名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一四六三三号 昭和六十二年八月二十五日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願

請願者 大分市泉町一三ノ二 山本唯志

外七名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一四六四四号 昭和六十二年八月二十五日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願

請願者 山口県岩国市車町三ノ二三ノ九

村重誠 外十九名

紹介議員 松岡清壽君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一四六五五号 昭和六十二年八月二十五日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 千葉県市川市下貝塚一ノ一三ノ一

二 宇田川サダ子 外八名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一四六六六号 昭和六十二年八月二十五日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宮園町六ノ七 斎

藤トシ 外三十五名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一四六八八号 昭和六十二年八月二十六日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南大通四ノ五ノ一

六 玉田タカ 外八名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五二七号 昭和六十二年八月二十六日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸東一ノ二九ノ

一〇 横川伸幸 外三十名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一五二八号 昭和六十二年八月二十六日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(二通)

請願者 東京都港区三田一ノ六ノ一三 神

永清四郎 外二十七名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一五二九号 昭和六十二年八月二十六日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四ノ二二 市川

國雄 外九名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一五三〇号 昭和六十二年八月二十六日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願

請願者 奈良県橿原市久米町五六九 千切

好雄 外九名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一五三一三号 昭和六十二年八月二十六日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 沖縄県石垣市石垣七 宮村ヨシ

外八名

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五三二二号 昭和六十二年八月二十六日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 千葉県香取郡多古町南玉造二一八

那須京子 外八名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五三三三号 昭和六十二年八月二十六日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町四ノ四ノ一九

加藤レイ 外八名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五三六六号 昭和六十二年八月二十七日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 福岡市早良区飯倉二ノ一七ノ二二

遠藤ツタエ 外八名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五三七七号 昭和六十二年八月二十七日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 兵庫県姫路市東夢前合一ノ三ノ一

三 藤原スヤ 外八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一五七六六号 昭和六十二年八月二十七日受理

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 長野県茅野市宮川四、五三二 藤

森三ツ次 外七名

紹介議員 粕谷 照美君

この諸願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一六〇四号 昭和六十二年八月二十七日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する諸願(二通)

請願者 静岡市池田一、八三三ノ一〇 増

田四郎 外二十九名

紹介議員 竹山 裕君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六〇五号 昭和六十二年八月二十七日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する諸願

請願者 神奈川県鎌倉市関谷八八ノ四〇

常光定吾 外四十九名

紹介議員 堀江 正夫君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六〇六号 昭和六十二年八月二十七日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する諸願

請願者 東京都江戸川区東小岩三ノ一二ノ

一〇 川角道夫 外十名

紹介議員 徳永 正利君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六〇七号 昭和六十二年八月二十七日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する諸願

請願者 東京都練馬区桜台六ノ二五ノ七

清原初男 外三十名

紹介議員 原 文兵衛君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六〇八号 昭和六十二年八月二十七日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する諸願

請願者 東京都田無市芝久保町二ノ一七ノ

二四二 今井久雄 外十一名

紹介議員 板垣 正君

この諸願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第一六〇九号 昭和六十二年八月二十七日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する

諸願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市二葉二ノ八ノ四

高野明 外二十二名

紹介議員 徳永 正利君

この諸願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一六一〇号 昭和六十二年八月二十七日受理

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する

諸願(二通)

請願者 茨城県水戸市石川一ノ三、九七七

ノ二 関亀次 外十一名

紹介議員 板垣 正君

この諸願の趣旨は、第一一七〇号と同じである。

第一六一五号 昭和六十二年八月二十七日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する諸

願

請願者 兵庫県宝塚市武庫山一ノ七ノ二〇

ノ一〇三 樋口まや 外二百六十

三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この諸願の趣旨は、第四六七号と同じである。